

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、△：「時移又は一時離去としたもの又はするもの、□：記載内容

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分				施工段階への対応状況 記載区分	備考
				第1次	第2次	第3次	第4次 (今回申請)		
7-7	1. 建物・構造物の耐震設計 耐震設計の対象とする建物・構造物は、安全機能を有する施設を設置する添付の表に該当するものとする。 添付の表2 安全設計の対象施設（添付-62）	P25～28, P167～174	添付-61, 62	施設設計	○	—	○	○	○
7-8	12) 建物 (1) 施設の建物は、構造防水及び防水性のある外壁仕上げをしたものとする。加工設備本体である化学処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設は第2加工工場内に設置する。加工施設の建物、その構造及び主要な建物内の管理区分の表)。（P25～28) 図2 加工施設の構造区分圖(添付-67) 図へ9 施設の建物内の部屋配置圖(P168～174)	P13	添付-61, 63～ 66, 256～258	評価条件/結果	—	—	—	—	—
7-9	1) 施設の建物 施設の建物について、上記の運営計画に従い適切性を評価し、必要に応じて耐震補強を実施する(耐震補強の詳細については、別添付-1「耐震補強の建物の耐震補強計画について」参照)。添付の表3に示す結果より、各建物の耐震強度は、上述の並びで満足していることを確認した。 別添付-1 施工施設の建物の耐震補強計画について 添付の表1 施工施設内の各種建物の耐震強度(添付-63) 添付の図1 施工施設内の各種建物の配置 別添付-2 構造基準及び第2防震構造の耐震基準適用の見直しについて (添付-257, 258)	P13, 14	—	施設設計	○	○	—	○	○
7-10	③ 設備・機器の耐震設計法 1) 設備・機器の耐震設計法については、原則として静的設計法を基本とする。(P13) 4) 設備・機器の設計に当たっては剛構造となることを基本とし、それが構造的脆弱性等通印などにより設計する。具体的には、「建築設備耐震設計・施工工法録(想定行方法人・建築研究所監修)」の「局部震度法による設備機器の設計(用水平震度)」を適用して、降低化力又はこれと同等な荷重を有する荷重を設備・機器に常時作用する場合、その荷重を軽減せん断力に対する荷重に対しても、降り高い荷重が施設を走ることとする。(P14)	P13	—	施設設計	○	○	—	○	○
7-11	2) 上位の分類に属するものは、下位の分類に属するものの荷重を考慮して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する荷重が生じないようにする。(P13)	P13	—	施設設計	○	○	—	○	○
7-12	3) 耐震設計評価法(1万重) 2) 降伏・機器又は常時作用している荷重と一次設計時に用いる静的地震力(以下「一次地震力」という。)を組み合わせ、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等の応力を許容限界とする。(P12)	P13	—	施設設計	○	○	—	○	○
7-13	③ 設備・機器の耐震設計法 5) 各種ともに一次設計時に示す取り扱い構造を重じたものに20%削減して算定するものとする。ここで「一次設計」とは、常時作用している荷重と一次設計時に示す取り扱い構造を重じたものとし、その結果発生する応力に対して、降伏応力又はこれと同等な安全性を有する荷重とする。(P14)	P12, 14	添付-67	施設設計	○	○	—	○	○
7-14	【1次設計】 耐震重要度分類の各類別に、1次設計を実施する。対象の設備・機器の耐震強度が20t/m以上の場合剛構造とし、耐震重要度に応じて建築設備の耐震設計・機器が剛構造の場合は、地盤層せん断力係数CGIに、耐震重要度に応じて建築設備の耐震設計・機器が剛構造でない場合は、第1類、第2類及び第3類の設備・機器が柔軟構造としない場合は、「地盤層せん断力係数CGIに、耐震重要度に応じて建築設備の耐震設計による設備機器の設計(用水平震度)」を適用)。地盤力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対して弹性設計を行う。(添付-67)	P13, 14	添付-67	施設設計	○	○	—	○	○
7-15	③ 耐震設計評価法 (1) 方置については、常時作用している荷重と二次地震力を組み合せ、その結果発生する応力に対する影響を及ぼすことがない設計とする。(P13)	P13, 14	添付-67	施設設計	○	○	—	○	○
7-16	③ 設備・機器の耐震設計法 6) 第1類については、上記の一次設計に加え、二次設計を行いうる荷重と一次地震力を上回る二次地震力を組み合せ、その結果発生する応力に対する影響を及ぼすことない設計とする。(P14)	P13, 14	添付-67	施設設計	○	○	—	○	○
7-17	【2次設計】 耐震重要度第1類の設備・機器は1次設計に加え2次設計を実施する。2次設計に係る2次地震力は、1次地震力に1.5を乗じたものとし、地盤力と設備・機器に常時作用している荷重の組み合わせに対する影響を及ぼすことない設計とする。(P15-67)								

【凡例】)：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、◇：「時移又は一時削除去とし、又はするもの」、×：「対象施設への該当がないもの」

許可No.	記載内容	記載区分					備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
7-14	より高い水準で底堅いリスクを低減するために、耐震重要度分類第1類の設備・機器、及び第2類の設備・機器の内、非密封設備・機器に常に作用している耐震の弱い部位を有することについて、該地盤の地震力を考慮し、当該地盤力と設備・機器に常に作用している耐震の弱い部位を組み合わせて、耐震性を評価し、必要に応じて耐震強度を実施する。 ^(P14, 添5-67)	-	添5-67	施設設計	○	○	○ ○
7-15	「耐震・機器の耐震設計」については、耐震性を評価し、必要に応じて耐震強度を実施する。 ^(P14, 添5-67)	P14	添5-67	その他説明事項	-	-	- -
7-16	「耐震設計の留意事項」は、安全機能を有する施設であり、本文1の施工施設の「耐震構造の「安全機能を有する施設」の表に示すものである。 ^(添5-67)	-	添5-67	その他説明事項	-	-	- -
7-51	△：B, C, D種道路と第2加工棟は、エクスパンションジョイントを介して接続することにより、地震時の変位や荷重を接続先の建物に伝えるが、各建物を直線上に独立させた設計とした。 ^(添5-257)	-	添5-257	施設設計	-	-	○ ○
7-52	耐震重要度第1類である第2加工棟の構造に影響する際には、地震時に上位の設備・機器に影響を及ぼさないよう、第2加工棟において第1種管理区域境界となる給気及直排気口ダクトは、建物と同様の耐震重要度第1類とする。 ^(添5-59)	-	添5-59	施設設計	△	-	○
7-53	耐震重要度第2類の作業ダクトに耐震重要度第1類、第2類の設備・機器を接続する際には、地震時に上位の設備・機器を接続する際には、ダブルを境界とする。 ^(添5-60)	-	添5-60	施設設計	-	-	○
7-54	耐震重要度第2類である第2フロア室のダクトと、第1層である各室のダクトの境界には、ダブルを設置する。 ^(添5-60)	-	添5-60	施設設計	△	-	○
7-55	建物外に設置された水槽頭から漏れる給水による配管、弁類、機器の耐震設計については、一般直通箇所と同等であることを基本とするが、より安全性を向上させる目的で、耐震設計においては、以「」を採用した。 ・施設が冷却水による冷却で生じる漏水防止及び冷却機能維持の観点から、耐震重要度分類1類の設計とする。	-	添5-178	施設設計	-	-	- -
7-56	添5-178の表2-2に記載する第2-2に記載する △：「耐震設計上上の考え方」 ^(添5-178)	-	添5-178	施設設計（一部保安規定による管理）	△	-	○
7-57	・密閉水槽からの自動給水切断弁について、地震による破損等で生じる溢水量抑制の観点から、耐震重要度分類1類と同等の耐震設計を行い、地震時に作用する電磁遮断弁も遮断できるよう、フェイルオーバーとする。 ・他にもしくは地下からの給水ポンプによる破損等で生じる溢水量抑制の観点から、200Gal程度で自動停止する機構を設け。かつ、手動による電源遮断を施設(二段階)できるようとする。 ^(添5-178)	-	添5-67	保安規定による管理	-	-	- -
7-58	多段積みで保管している固体試験容器（ドラム缶）については、地震時の底面や面倒れを防止するため、鋼製の枠（パレット）等により固定するところ。 ^(添5-67)	-	添5-258	保安規定による管理	-	-	- -

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの◇：「時移又は同一施設去としたもの」×：「時移又は同一施設去としたもの又はするもの」

許可No.	記載内容	表2 加工事業変更許可申請書の記載に該する設工場への対応状況					備考
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	
8-11	②D搬送器が持ち物搬送装置の移動 D搬送路は搬上能力50kgの垂直移動装置であるため、速度の制限が予想される時に搬送路内で粉末輸送装置の搬送中にあつた場合は、搬送装置や当該容器を第2加工棟または第2貯蔵棟まで移動、収納する装置を取る。(法規-70) 搬上荷物8.5kgの搬送に対して、D搬送路について搬送中の輸送容器やランプ搬送装置を第2貯蔵棟に運搬する装置をとるため、淮波によりこれらが利用することはない。(法規-22)	-	法規70, 224 保安規定による管	保安規定による管 理	-	-	-
8-12	・外部作業評価において想定する津波の波高に対する施設構造第2棟と同等以上の設計とする。(法規-73, 22)	-	法規-73, 224 施設設計	施設設計	-	-	-

※1 表2 加工事業変更許可申請書の記載に該する設工場への対応状況

○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの

◇：「時移又は同一施設去としたもの」×

×：「時移又は同一施設去としたもの又はするもの」

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載へ対応状況

許可No.	記載内容	段階区分					備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
第九条(外部からの影響による計画的防護) 関連							
9-1	(1)外部からくる影響による計画的防護 安全機能を有する施設は、他地及び他の施設を保護する構造（地盤及び津波を除く）によって、その安全機能を損なわないと設計する。 また、安全機能を有する施設は、電気及び他の周辺で想定される飛来物（航空機落下等）、ダムの崩壊、爆発、近隣工場等の火災、有毒ガス、船舶の衝突又は船舶荷物船の加工施設の安全性能を損なわせる原因となるおそれがある事象であつて人為による事象によるものを探く。以て、人為事象といふ。）によつて、その安全機能を損なわせない設計とする。(P15)	P15	添付-148	基本的考え方	○	○	○
	(i) 外部人為事象に対する考慮は、想定される施設は、人為事象を抽出したものの中から、加工施設の數値内及びその附近において、発生し加工施設の安全機能に影響を及ぼすおそれの有無等を検討した結果、以下を選定した。 船舶（津波） 降水（豪雨） 積荷 火山活動（噴火等） 生物的の事象 流水 雷害 森林火災 落葉 人為事象（内部溢水を除く） 飛来物（自動車、鉄道） 自然災害 施設外での爆発 電磁的妨害 近隣工場等の水災 (P15, 16, 添付-75)	P15, 16	添付-74～77	その他説明事項	—	—	—
9-2	(ii)想定される自然現象及び人為事象の選定について 設定される自然現象及び人為事象を削除せざる限りとなるおそれがある事象であつて人為によるもの（人為事象）については、設置で考慮するため、次の方針で選定する。 (1)事象を被覆するため、F1図に示す施設外の位置や変数を参考して人為事象を抽出する。 2) "Safety of Nuclear Facilities", NS-K-3 Rev. 1, IAEA, 2010/2 3) "Development and Application of Inlet Protection", SSG-3, IAEA, 2010/4 4) "PRC Procedure Guide", NRRG-CH-2300, NRC, 1981/1 5) "Addendum to ASME-ANS M-N-2008 Standard for Level 1 Large Early Release Frequency Probabilistic Risk Assessment for Nuclear Power Plant Applications", Rel-So-2008, ASME-ANS, 2009/2 6) "Diverse and Flexible Capping Strategies (FLCS) Implementation Guide", NEI-12-06 Rev. 0, NEI, 2012/8 7) "加工施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の解説", 原規技術部会-304, 原子力規制委員会, 2016/11 (2)上記(i)で網羅的に抽出した自然現象及び人為事象のうち、加工施設の敷地内及びその周辺において発生し、加工施設に影響を及ぼすおそれがある設置すべき事象に限っては、添付-1の表2及び添付3に示す。 添付-1(2)に従って選定した結果を添付-1(2)の表2及び表3に示す。(添付-77)						
9-3	①極低温（凍結） 最寄りの気象官署の観測記録の極低温から厳地で想定される極低温に対して、凍結が発生しても安全機能を損なうものはなく、また、必要に応じて断熱材付きの配管を用いるなどの措置を講じる。(P16) (2)凍結 気象庁の気象統計情報によれば、敷地周辺における最低気温は、横浜市立気象台で-8.2°C (1927年1月24日、統計期間：1896年～2015年)、三浦池袋支気象台で-3.8°C (1982年1月30日、統計期間：1978年～2015年)である。 加工施設が立地する横浜駅前の気候は、太平洋沿岸東・関東型の気候に属し、三方が海に面していることなどに由来しているため、比較的温暖な気候なつております。年平均气温は16°C前後であり、最高により施設が被害を受けることがあります。必要に応じて断熱材付きの配管を用いるなどの措置を講じる。(添付-97)	P16	添付-97	施設設計（一部詳 細条件/結果）	○	—	○ ○

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの、△：次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの。△：時移又は一時解消したもの、□：時移又は一時解消したもの又はするもの、◇：記載無し

許可No.	記載内容	第1次					第2次					第3次					第4次					備考		
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降	施工終了時の状況	施工中の状況	施工前の状況	施工中の状況	施工終了時の状況	施工中の状況	施工前の状況	施工中の状況	施工終了時の状況	施工中の状況	施工前の状況	施工中の状況	施工終了時の状況		
9-4	② 隆水（空引） 辰井の気象観測記録によれば、新潟県立農業試験場地ちがいび津波防護施設には、台風時の風速による外壁面に吹き飛ばされた雨水が浸水する所では、床面より1m以上高くすることにより床面が浸水しないよう設計とする。（P16）	P16	添付-97 備条件/結果	施設設計（一部詳 細条件/結果）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9-5	⑤ 隆水 辰井の気象観測記録によれば、新潟県立農業試験場地ちがいび津波防護施設（燃料物質等を内包する建物）の内第2加工棟は1m以上、それ以外の建物も45cm以上の積雪に耐える表面力を有することから、加工施設の安全機能が積雪によって影響を受けることはない。（P16）	P16	添付-97 備条件/結果	施設設計（一部詳 細条件/結果）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9-6	⑥ 破壊 辰井の気象観測記録によれば、新潟県立農業試験場地ちがいび津波防護施設（燃料物質等を内包する建物）の内第2加工棟は1m以上、それ以外の建物も45cm以上の積雪に耐える表面力を有することから、加工施設の安全機能が積雪によって影響を受けることはない。（P16-99）	P16	添付-97 備条件/結果	施設設計（一部詳 細条件/結果）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9-7	⑨ 滝山活動（露天等） 防護対象施設（燃料物質等を内包する建物）は、1層厚10cmの水を吸って重くなつた状態の隆下火砂物（水厚3cm）に示すように、防護対象施設（燃料物質等を内包する建物）の設置位置（高さ5cmの隆下火砂物に相当）を超過する場合に、隆下火砂物の堆積量による荷重が増加するため、防護対象施設（燃料物質等を内包する建物）の設置位置を基準として、施設物の通路を停止する距離を算定する。 更に、水（空引）との重量に關して、隆下火砂物の荷重により重力が増加した状態を想定して計算する。雪及び氷等による水分の融解により重力が増加した状態に対する荷重は、雪水等による荷重により重力が増加した状態に対する荷重と同様である。（P16-17）	P16, 17	添付-98, 99 備条件/結果	施設設計（一部詳 細条件/結果）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9-7	⑩ 滝山活動（露天等） 防護対象施設（燃料物質等を内包する建物）は、1層厚10cmの水を吸って重くなつた状態の隆下火砂物（水厚3cm）に示すように、防護対象施設（燃料物質等を内包する建物）の設置位置（高さ5cmの隆下火砂物に相当）を超過する場合に、隆下火砂物の堆積量による荷重が増加するため、防護対象施設（燃料物質等を内包する建物）の設置位置を基準として、施設物の通路を停止する距離を算定する。 更に、水（空引）との重量に關して、隆下火砂物の荷重により重力が増加した状態を想定して計算する。雪及び氷等による水分の融解により重力が増加した状態に対する荷重は、雪水等による荷重により重力が増加した状態に対する荷重と同様である。（P16-17）	P17	添付-99 保安規定による管 理	保安規定による管 理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

【凡例】○：対象施設への属性変更許可申請書の記載に計上する設工場への対応状況

△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、△：「時移又は一時削除去したもの」

許可No.	記載内容	記載区分					備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
設工場への対応状況							
9-117	1. 爆破作業及び重積車両の爆破作業の影響評価 2. 火災 加工施設で想定される通常の避難事象として以下の事象を想定し、影響を評価した。 外部電源喪失による設備障害に伴う溢水の影響については、「内部溢水」による影響評価に包含される。						
9-118	1. 爆破作業 2. 火災 3. 森林火災 4. 建物の倒壊による構造的倒壊の影響 5. 水没による構造的倒壊の影響	溢5-85	評価条件/結果 溢5-91	- 溢5-90, 1 評価条件/結果 溢5-91	- - - - -	- - - - -	- - - - -
9-21	1. 森林火災 2. 建物の倒壊による構造的倒壊の影響 3. 水没による構造的倒壊の影響	溢5-101	施設設計(一部評価) 溢5-99～101 評価条件/結果 溢5-101	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○
9-22	1. 森林火災 2. 建物の倒壊による構造的倒壊の影響 3. 水没による構造的倒壊の影響	溢5-101	施設設計 溢5-97	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○
9-23	1. 自動車事故 2. 交通事故 3. 建物の倒壊による構造的倒壊の影響 4. 水没による構造的倒壊の影響	溢5-171	施設設計(一部評価) 溢5-169～171 評価条件/結果 溢5-171	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○

添5ト(X)の図1 加工施設周辺の森林との距離 (溢5-101)

9-17	1. 対象施設へ向かって走行する車両が、対象施設への対応状況	溢5-97	施設設計	○	-	-	○
9-22	1. 対象施設へ向かって走行する車両が、対象施設への対応状況	溢5-97	施設設計	○	-	-	○
9-23	1. 対象施設へ向かって走行する車両が、対象施設への対応状況	溢5-171	施設設計(一部評価) 溢5-169～171 評価条件/結果 溢5-171	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○	- - - - ○

添5ト(Y)の図1 周辺道路との距離距離 (溢5-171)

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うものの、△：実証以降の用語を適合性を確認する」としたもののみ。△の時移又は一時削除去したもの又は削除るもの。

許可No.	記載内容	加工事変更許可申請書の記載に沿うる状況						備考
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	
9-203	<p>外部火災の影響評価について、「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考にしたうえで、近隣の商業施設等において貯蔵燃料・ガスが完全燃焼するよ／＼厳しい火災・爆発を設定し、燃焼物質を設定する。評価の結果、加工施設敷地内の石油コンビナート等の火災・爆発、航空機等による火災・爆発、航空機等による火災については、加工施設の安全機能に及ぼす影響は無い。(P19)</p> <p>「原子力発電所の外部火災影響評価ガイド」(以下、「ガイド」という。)を参考にしたうえで、近隣の商業施設等において貯蔵燃料・ガスが完全燃焼するよ／＼厳しい火災・爆発を認定し、燃焼物質を内包する過剰にに対する影響を評価した。</p> <p>外部火災を引き起こすおそれがある安全機能の消失及びそれに対する公害への影響を防止する観点から、核燃料貯蔵等を内包する設備が設置されている建物(第1加工棟、第2加工棟、第2新工場、廃棄物貯蔵庫第3庫、廃棄物貯蔵庫第4庫、D処理施設)を防護対象とした。航空機器等による火災について、軽型機器等に対する影響を考慮して、「実用充電原子炉施設への軽型機器落下障害の評価基準について」の規定に基づき、第2加工棟に対する影響を考慮して、別添リ(2)-1及び別添リ(2)-2について評価した。</p> <p>※5リ(2)の表2-1に示す考慮すべき火災について、以下の(1)から(3)に示す評価を考慮して、別添リ(2)-1及び別添リ(2)-2について評価した。</p> <p>(1)加工施設等に対する評価として、二輪車やバイク等による火災により保護のものである。</p> <p>・加工施設と各施設との間に構造物が存在するが、評価では無くする。</p> <p>・評価では各施設の安全対策は無視し、評価されていない様件・ガスが全て火災・爆発に該当する。</p> <p>・設備の設置位置においては、外壁温度を考慮して、評価しない。</p> <p>(2)加工施設等外の石油コンビナート等の火災・爆発における評価として、以下の施設に対する評価を行い、加工施設への影響が無いことを確認した。評価の詳細は別添リ(2)-3に示す。</p> <p>・加工施設から半径10kmに存在する石油コンビナート施設である「久里浜地区」について、公害と公害防護水等により得た情報に基づき火災を評価した。</p> <p>・加工施設等外の石油コンビナート等の火災・爆発に対する防護を、高正ガス保有社に基づく許可及び届出施設、高正ガスが所有する危険距離及び届出施設、高正ガス保有社が危険距離以下の場合、高正ガス保安法等を確認した。火災影響の関係を考慮して、火災が火災影響範囲に該当する場合、高正ガスが火災影響範囲に該当する場合、火災影響範囲に該当する場合を評価した。火災影響の関係を考慮して、評価を評価した。(添付5-156)</p> <p>一般的にコンクリートの圧縮強度が低下しがるる程度は保守的に許容して0.90Cとされているため、火災に対しては、コンクリートの表面温度が200°C以上に達する際強度を確保することを基本とする。離隔距離が危険距離以下の場合、200°Cを超えるコンクリートの初期の離隔距離、影響の詳細を評価する。離隔距離を評価する場合、安全機能を用いることが無いことを確認する。離隔距離が危険距離以下の場合、高正ガス保安法等を参考にし、建物の外壁等、離隔距離から影響を評価し、安全機能を用いることが無いことを確認する。(添付5-167)</p> <p>(3)加工施設等の危険距離及び可燃性ガスの火災・爆発に対する評価として、加工施設の敷地面積に於ける評価(リ(2)-4に示す)。</p> <p>・評価は既存施設と新たに設けられる火災を評価した。</p> <p>・非常用消防施設と附加タンクに於ける火災を評価した。</p> <p>・可燃性ガスにおける爆発を評価した。</p> <p>火災に対する火災・爆発を評価した。</p> <p>・敷地面積を算出し、コンクリートの表面温度を200°C以下とすることを基本とする。離隔距離が危険距離以下の場合は、200°Cを超えるコンクリートの離隔距離、影響の詳細を評価した。</p> <p>・離隔距離が危険距離以上の離隔距離を確保することを基本とする。(添付5-167)</p> <p>(4)加工施設等外への航空機器落下火災については、離隔距離又は半離隔又は離隔距離が最大の機種が半離隔より10倍以上となる地点に警報した場合を設定して評価し、加工施設への影響については、航空機器落下火災の離隔距離が最も大きかった計器保行方式正離隔と同時に前記①加工施設敷地外の石油コンビナート等の火災・爆発において燃焼に対する最も熱影響が大きかつた事業所に対する影響に対しても最も熱影響が大きいことを確認した。評価の詳細を別添リ(2)-5に示す。(添付5-157)</p>							

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、△：「時移段又は一時離去としたもの」、□：「記載内容

許可No.	記載内容	添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に付随する設工図への対応状況						備考	
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次 (今回申請)	
9-204	<p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備の火災・爆発に対する対応は、下記の設計により安全機能に及ぼす影響を防止することとして障壁不要の設計とする。 (P19)</p> <p>水素タンクについては、水の電気分解方式により水素を発生させる市販の装置を導入することにより、加工施設敷地内での水素貯蔵量を削減することで障壁不要の設計とする。水素タンクの爆発に対するその他の防護については、高圧ガス保安法等に準じ、以下の考え方で設計する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 水素を漏らさない ii) 水素が漏れた場合には、早期に検知し、拡大を防ぐ iii) 水素が漏れてても留められない iv) 漏れた水素に火が付かない v) 万が一、爆発が発生したとしても周囲に影響を及ぼさない又は影響を軽減する vi) i)～v)の維持 	P19	添8-107, 168	施設設計	—	—	—	—	○
9-205	<p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備の火災・爆発に対する対応は、下記の設計により安全機能に及ぼす影響を防止する。 (b) 燃焼に対する対応としては、危険物規制基準以上の燃易性を確保することを基本とする。距離距離が危険物貯蔵以下の場合には、高压ガス保安法等を参考に、危険物施設の構造に障壁を設置する。(添5-167)</p> <p>離隔距離が危険物規制基準以下の場合には、高压ガス保安法等を参考に、危険物施設の構造に障壁を設置する。(添5-161)</p> <p>IPG容器置き場1は施工内の施設の火災・爆発に対する対応は、高压ガス保安法等を参考にした施設を周囲に設ける。(添5-161)</p> <p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備の火災・爆発に対する対応は、構造による加工施設の主要な建物及び設備への影響を及ぼさないようにするために、 a) 敷地内に着工場等で入換する施設を設けることとする。(添5-167)</p> <p>b) 施設内に着工場等で入換する施設を設けることとする。(P19)。</p> <p>離隔を十分確保する上から、施設内に燃料輸送車両等を考慮し、防護対象から離隔距離を十分確保することとする。(P19)。</p> <p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備に対する必要に応じて、防護対象に直接風雨あるいは直接雨露あるいは直接雨露がある場合は、施設の運営状況等を考慮してはならない。</p>	P19	添5-161, 167	保安規定による管理	—	—	—	—	—
9-206	<p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備の火災・爆発に対する対応は、構造による加工施設の主要な建物及び設備への影響を及ぼさないようにするために、 a) 施設内に着工場等で入換する施設を設けることとする。(P19)。</p> <p>離隔を十分確保する上から、施設内に燃料輸送車両等を考慮し、防護対象から離隔距離を十分確保することとする。(P19)。</p> <p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備に対する必要に応じて、防護対象に直接風雨あるいは直接雨露あるいは直接雨露がある場合は、施設の運営状況等を考慮してはならない。</p>	P19	添5-167	保安規定による管理	—	—	—	—	—
9-207	<p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備に対する対応は、構造による加工施設の主要な建物及び設備への影響を及ぼさないようにするために、 a) 施設内に着工場等で入換する施設を設けることとする。(P19)。</p> <p>離隔を十分確保する上から、施設内に燃料輸送車両等を考慮し、防護対象から離隔距離を十分確保することとする。(P19)。</p> <p>加工施設敷地内の危険物貯蔵設備に対する必要に応じて、防護対象に直接風雨あるいは直接雨露あるいは直接雨露がある場合は、施設の運営状況等を考慮してはならない。</p>	—	添5-167	保安規定による管理	—	—	—	—	—
9-31	<p>13) 電磁的妨害</p> <p>安全機能を有する施設は、電磁的妨害によって、加工施設の安全機能を損なうおそれの無いよう、日本工業規格(JIS、現名称・日本産業規格)や電気規格基会標準規格(IEC等)に基づき、加工施設で発生する電磁干渉や無線電波干渉等により機能が喪失しないよう、ライシンフィルタ、絶縁回路の設置によりサージ、ノイズの侵入防止及び抑制装置の適用等により、電磁波の侵入等を防止する設計とする。(P19, 添5-169)</p> <p>14) 自然現象の重畠</p> <p>異種の自然現象については、その関連性と頻度を考慮し、重量の影響について評価し考慮する。(P19)</p> <p>(3) 自然現象の重畠の考慮</p> <p>② 考慮要否を検討した自然現象のうち、認定される自然現象(地震・津波以外)の8事象について、加工施設に対する影響に基づき、重量の設計上の評価条件/結果</p>	P19	添5-169	施設設計	—	—	○	○	—
9-32	<p>自然現象の組合せに対しては、発生頻度が比較的高いと考えられる降雪(豪雪)または積雪と、発生頻度が低いと考えられる火山活動(噴灰等)、洪水、または高潮の重畠を添5ト1(表4)の重畠を考慮として検討した。(添5-78)</p> <p>添5ト1(表4) 認識上考慮する自然現象の重畠 (添5-78)</p>	P19	添5-78	評価条件/結果	—	—	—	—	—

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの。

△

、□：時移又は一事態去とししたもの、

△

、

□

：時移又は一事態去としたもの。

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載事項へ対応状況

許可No.	記載内容	施工段階への対応状況				備考		
		本文	添付書類	記載区分	第1次 （今回申請）	第2次 （第4次 （今回申請））	第4次 （第5次以降）	
第十条（加工施設への不法侵入等の防止）に関する規定								
10-1	D. 人の不法侵入等の防止	加工施設では防護区域をおよび立入制限区域を設けし、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した欄干の設置を設ける。(P20) 立入制限区域に標示等を設置する。(P20)	加工施設は、安全機能を有する施設に対する第三者の不法な接近等に対し、これを防御するため、適切な措置を講じている。(添5-148) (n) 加工施設への不法侵入等の防止	P20	添5-148, 172 添5-174	保安規定による管 理	-	-
	I. 人の不法侵入等の防止	加工施設では防護区域におよび立入制限区域を設定し、その境界に人の不法な侵入が困難な構造のコンクリート製の壁、十分な高さを有した柵等により外側から施設の内部を覗むるための区域を設定し、各区域境界において不法侵入等を防止するための設備を設置している。(添5-172)	I. 人の不法侵入等の防止	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-2	不法侵入等の防護等を係りの要職者を添付するため、点検及び保守管理の手順を定めて実施している。(添5-172)	不法侵入等を防止するための機能を維持するため、点検及び保守管理の手順を定めて実施している。(添5-172)	不法侵入等を定めて二然張る。(P20) 立入制限区域を設置する。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-3	加工施設の周辺を定期的に巡回して確認している。(添5-172)	加工施設の周辺を定期的に巡回して確認している。(添5-172)	加工施設の周辺を定期的に巡回するための手順を定めている。(添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-4	① 不正行為の防止	加工施設に不正行為等による危険性を有する人物等の他人に危険性を与える。又は他の人物を損傷するおそれがある人物が持ち込まれることを防止するため、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行う。(P20) ② 不正な人物の持つものの中止に對する取扱い規則等については、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	加工施設に不正行為等による危険性を有する人物等の他人に危険性を与える。又は他の人物を損傷するおそれがある人物が持ち込まれることを防止するため、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-5	加工施設内に配達される輸送物等については、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	加工施設内に配達される輸送物等については、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行った上に、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	加工施設内に配達される輸送物等については、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行った上に、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-6	③ 不正行為の防止	加工施設内に配達される輸送物等については、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行った上に、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	加工施設内に配達される輸送物等については、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行った上に、 <u>立入制限区域の周辺</u> に、人、荷物及び車両の点検、検査を行っている。(添5-172)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-7	④ 不正アクセスの防止	サイバーテロを未然に防ぎ、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐことを講じる。(P20) 加工施設に於ける外廊及び内廊の各廊道アカセスを防ぐため、以下の措置を講じる。 ① 外部からの不正アクセスを遮断する措置	サイバーテロを未然に防ぎ、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐことを講じる。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-8	② 内部での不正アクセスの防止	サイバーテロや本筋に付随するため、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐため、セキュリティ要件を定める。(P20) 調査対象システムに対する内部での不正操作等を防止するため以下的位置を講じる。 ③ 不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐため、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐことを講じる。(添5-172)	サイバーテロや本筋に付随するため、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐため、セキュリティ要件を定める。(P20) 調査対象システムに対する内部での不正操作等を防止するため以下的位置を講じる。 ③ 不正アクセスの防止	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-
10-9	④ 内部での不正アクセスの防止	サイバーテロを未然に防ぎ、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐことを講じる。(P20)	サイバーテロを未然に防ぎ、電気通信回線を通じた妨害行為又は被爆行為を受けることがないよう情報システムに対する外部からの不正アクセスを遮断する措置及び内部からの不正アクセスを防ぐことを講じる。(P20)	P20	添5-172	保安規定による管 理	-	-

【見例】(c) 対象施設への適合性確認を行つたもの又は行うもの。△：「次回以降の用情で適合性を確認する」としたもの又はするもの。◇：「時移又は一時離去としたもの又はするもの。」；「対象施設への該当がないもの。記載内容

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分				備考
				第1次	第2次	第3次	第4次	
10-10	②不正アクセスの防止 ③内蔵部品の不正操作等の防止 ④機器の不法な移動の防止	P20 添5-172	保安規定による管 理	—	—	—	—	—
10-11	①機器の不正アクセスの防止 ②内蔵部品の不正操作等の防止 ③機器の不法な移動の防止	P20 添5-172	保安規定による管 理	—	—	—	—	—
10-12	①機器の不正操作等の防止 ②内蔵部品の不法な移動の防止 ③機器の不法な移動の防止	P20 添5-173	保安規定による管 理	—	—	—	—	—
10-13	①機器の不法な移動の防止 ②内蔵部品の不法な移動の防止	P20 添5-173	保安規定による管 理	—	—	—	—	—
10-14	①機器の不法な移動の防止 ②内蔵部品の不法な移動の防止	— 添5-173	保安規定による管 理	—	—	—	—	—

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に応じて設工場への対応状況

—：対象施設への該当がないもの。
記載区分

設工場への対応状況

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの。△：「次回以降はするもの。◇：時移又は一時的またはするもの。◇：時移又は一時的またはするもの。

許可No.	記載内容	記載区分					備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
第1条 (溢水による損傷の防止) 開示		第4次 (今回申請)					
11-1	(3) 溢水による損傷の防止 加工施設における溢水が発生した場合ににおいても臨界防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、耐溢水設計について次の方法を講じる。(P20, 添5-175)	P20	添5-175	基本的考え方	○	○	○
11-2	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (① 溢水を遮断するため、床下に設置された溢水槽から溢水槽へと機器への溢水吐き口につけては、大掛かりに遮断する。)(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計(一部保証規定による管理)	○	—	○
11-3	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (② 防護対象が溢水容積の観点で、床面に余裕をもった開きに設備・機器を設置する。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	○	○	○
11-4	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (③ 規定した小ささや部屋における溢水の水位抑制のため、第1種管理区域である第1-1フイルタ室及び非管理区域である第1-1床調理部屋に設置されている階段については、床との隙間を設置しない設計とする。)(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	—	—	○
11-5	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (④ 他の部屋の防護のため、第2床廻転処理室と第2ウラン回収室第1区域(1階)との壁に溢水の流入出のための貫通部を設置する。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	○	—	—
11-6	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (⑤ 溢水の水位抑制のため、床は水密性を有させ、かつシンエアタイト仕様とする。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	○	—	—
11-7	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (⑥ 溢水の水位抑制のため、非管理区域の溢水防護区画について、閉じ込める核燃料物質が存しないため、第1種管理区域以外の区域との間に防水板等の障壁を設置しない。(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	○	—	—
11-8	(b) 溢水路路を考慮した溢水漏が発生して、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、溢水の第1種管理区域の外部(非管理区域、建物外含む)への流出を防止する。(P21, 添5-175) (2) 溢水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 溢水による閉じ込め機能喪失防止 (⑦ 他の効果の防護のため、第1廃棄物処理室並びに第2廃棄物処理室の近隣区域、第2廃棄物処理室について、床面を一段低くする。)(添5-199)	P21	添5-175, 199	施設設計	—	—	○

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの△はするもの。◇：「次回以降に申請する設工認への対応状況とししたもの。△又は一時移設又は一時撤去としたもの又はするもの。

許可No.	記載内容	添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に計上する設工認への対応状況					
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次
11-9	(b) 淹水路路を考慮した溢れ水が発生しても、加工施設の防護対象が浸水しない設計とする。また、滲水の第1種管理区域の外側（非管理区域、建物外含む）への流出を防止する。（P21,添5-175）	P21, 126 添5-175, 199	施設設計	△	—	—	○
11-10	(4)緊急設備 設置場所 主要な機器の種類 個数 第1加工機 酸水供給器 1式 (P126) 第2加工機 酸水供給器 1式 (P120) (2)滲水に対する閉じ込め機能の観点 (a) 滲水による閉じ込め機能発生防止 持する設計とする。 ① 滲水の第1種管理区域のみ部（非管理区域、建物外含む）との間に、下記⑨により、滲水の外部への流出を防止し、閉じ込め機能を維持する設計とする。 ② 滲水を周囲とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについて、滲水の外部への流出を防止し、外部との間に、防水板等の障壁を設置する。 (b) 滲水を周囲とする水の浸入により電気火災が発生するおそれのあるものについて、滲水の外部への流出を防止し、太地帯時ににおいて電源全遮断する。（P21） (c) 滲水からの被水によっても、閉じ込め機能を保持できよう防護対象への被水防護カバー又はシール凧蓋を施すこと等を講じる。（P21, 添5-175） (d) 滲水による漏洩対策防止 下記①～⑤の設計及び対策により、滲水に対して防護対象の安全機能を維持する設計とする。 ① 別途計測燃料物質を取り扱う部屋におけるシリンクターを用いない。（添5-200） (e) 滲水からの被水によっても、閉じ込め機能を保持できよう防護対象への被水防護カバー又はシール凧蓋を施すこと等を講じる。（P21, 添5-175） (f) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川する設備・機器において被水するおそれのある箇所については、漏えいを設置することを確実に行う。（添5-199） 11-11 (1) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川する設備・機器において被水するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-200） P21 添5-200 施設設計（一部保安規定による管埋） ○ — ○ ○	施設設計	△	—	—	○	
11-12	(1) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川する設備・機器において被水するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-175） (2) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-175） (3) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-175） (4) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-175） 11-13 (1) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-199） (2) 滲水による漏洩対策を考慮し、非密封の燃焼料物質を他川するおそれのある箇所については、漏えいを設置する。（P21, 添5-200） P21 添5-175, 199, 200 保安規定による管埋 — — — —	施設設計（一部保安規定による管埋）	○	—	—	—	

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの△：「既往又はするもの、△：時移又は一時離去としたもの又はするもの。□：記載なし

添1表2 加工事業変更許可申請書の範囲における設工場への対応状況
—：対象施設への該当がないもの 記載なし

許可No.	監査内容	本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降	備考
11-14	(3) 溶水による損傷の防止 加工施設において溶水が生じた場合における防火等の安全機能を損なうことがないよう、耐溶水設計について次の方針を適用する。 (d) 高気圧蒸気噴火時における考慮 内部監視における設計 許可基準第1条（溶水による損傷の防止）に基づき、異常防止、閉じ込め等の安全機能を損なうことがないよう、加工施設の耐溶水設計において次の方法を採用するようにされる。 (d) 高気圧蒸気噴火時における考慮 ①溶水による安全機能強化のため、蒸気に対し、防爆対策への影響を及ぼさない 下記①～②の設計並びに第3章より、蒸気に対する影響を考慮する。 ①蒸気漏えい時に、燃焼区画の溶水配管設備を停止する。 蒸気配管を管路切断弁を直列して各調節器へ接続する。 (添5-200) ②溶水による水槽、より高い水槽等による漏水、加工施設内で生じる異常状態（火災を含む）の重大防止のために設置された機器の破損等による漏水を想定した基本（地盤に起因する機器の破損等により生じる漏水）について影響を評価する。 上記設計方針による漏水を低減するために、「原子力発電所の内部溶水影響評価ガイド」を参考にしたうえで、機器の破損等による漏水、加工施設内で生じる異常状態（火災を含む）の重大防止のために設置された機器の破損等による漏水を想定した基本（地盤に起因する機器の破損等により生じる漏水）について影響を評価する。 上記(a)～(d)の設計方針に加え、より高い水槽等での放熱線等を損なわないことを確認する。（添5-175）	P21	添5-175, 200 施設設計（一部保安規定による管理）					○		
11-15	(4)緊急設備 主要な機器の自動停止装置 個別 屋外 第2加工機器上 溶水がノブ自動停止装置 1式 高架水槽下動水槽給油断弁 1式 (P126)	P21, 126	添5-175, 200 施設設計 △		-	-	-	-	-	○
11-16	(2)溶水に対する附帯機器の観点 (a)溶水による附帯機器の漏損 溶水による本体加熱及び水槽加熱回廊の漏損 溶水による本体加熱及び水槽加熱回廊の漏損とし、通常の排水として排水する。 溶水による水槽加熱回廊の漏損とし、第2加熱排水管及び3番目に設置された受水槽から高架水槽及び機器への給水がシップにては、大地盤外に自動停止させる機能を設置する。 (b)溶水自動制御のため、上水道高架水槽、工業川水・消防水槽給水槽、冷凍水高架水槽から、上水道配管、工業用水配管、その他用溶水による水槽配管に於ける漏損のため、高架水槽等の容量削減または配管経路の変更を図る。（添5-200）								-	
11-17	I.溶水許容の条件(考慮する溶水) 2. 溶水許容条件の設定 (1)考慮する溶水 ダイヤグラムにより下の辺水を考慮することとした。 (2)耐火性等の耐用年数 地盤に起因する機器の漏損（火災を含む）の重大防止のために設置される系統からの放水による漏水 (3)地盤に起因する機器の漏損等により生じる漏水（全ての漏水源の主要原因による破損を想定）（添5-175）	-	添5-175 評価条件結果		-	-	-	-	-	-
	II.溶水許容の条件(防護対象) 2. 溶水許容条件の設定 (2)防護対象の選定 溶水による漏れ防止及び噴火による漏れから防護対象を選定した。 (1)溶水による漏れ防止では、核燃料物質を取り扱う全ての設備・機器を防護対象とした。これら全てについて、最適操作状態でも未確保となるよう計画する。 (2)溶水による漏れから防護対象とする。核燃料物質を取り扱う全ての設備・機器を防護対象とした。これら全てについて、最適操作状態でも未確保となるよう計画する。 (3)溶水による漏れから防護対象とする。第1加工棟及び第2加工棟の第1種管路系統において、非密封の核燃料物質を使用する設備・機器を防護対象とし、非密封の核燃料物質の溶水、液水による影響評価の結果、さらには、溶水、液水による機能喪失の影響が大きい系統として考慮が及び進歩するための容積式設備（電気・蓄水池等含む）は、溶水、液水による機能喪失の影響が大きい系統としても評価を行う。 また、ここでは、異なる核燃料物質の溶水、液水による影響評価のみならず、機能喪失の防止の観点でも評価を行なう。 以上により選定した防護対象の概要を添5リ（添5-177）にまとめる。（添5-175, 176）		添5-175～ 177 評価条件結果							-

【見例】(C) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の用語で適合性を確認する」としたもの又はするもの、※：「前段又は一事態除去」としたもの

許可No.	記載内容	施工終了時の対応状況							
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	
【添付書類の条件 溢水部材・溢水部】									
11-18	2. 溢水評価条件の設定 (1) 溢水部・溢水量の算定 他實に起因する機器の破損等により生じる溢水に際しては、タブレットを参考に溢水部・溢水量を下記のようによく求めた。なお、一系統における同一の溢水による設定とし、該機器外に設置された水槽部からの溢が存在する場合、半導・機器・機器等の機能を保証しない限りの水槽部においては、該機器外に設置された水槽部からの溢水を溢水部とする。溢水部の自動停止装置の安全機能を維持することを確認しているため、該機器外に設置した機器の耐震性については、一般座屈隔離と同様であることを確認する。	防護対象が設置されている第1加工機及び第2加工機において、水を内包している全ての設備・機器及び管路の耐震重要度分類によらず、 共通要因により確実し、溢水部となることを想定した。							
11-19	2. 溢水評価条件の設定 (1) 溢水部・溢水量の算定 溢水部の位置(表2-3 (添5-180))に、地震に起因する機器の設置等により生じる溢水部と溢水量を示す。 溢水部外に設置する機器の設置等により生じる溢水部と溢水量を示す。 溢水部外に設置された水槽部からの溢水を考慮している。溢水部残留水について、配管体解(配管内面と配管外壁)を保持して1.2倍した値を設定した。 添5リ(の)表2-4 (添5-181)に、溢水部外に設置された水槽部からの溢水に対する設計条件と地盤による溢水評価条件を示す。 溢水部外に設置された各蓄水槽は地下に設置された受水槽から給水し、蓄水槽から溢水し、蓄水槽の機器等に給水していく。 また、地盤もしくは地下に設置された水槽から直結設備・機器に給水する系統も存在する。これらの溢水は、大震時に地下に給水を溢水量に考慮するこより遮断することとするが、評価では保守的に、溢水が手動で停止するまでの時間は、ガイドを参考に添5リ(の)表2-5 (添5-182)のように求め、この間のポンプの定格流量による溢水を溢水量として設定した。 また、雨水道渠による溢水を溢水量として設定した。 雨水道渠による溢水を溢水量として、上水道配管・工業用水配管及びその他の用排水配管へ の溢水について、大震時に自動排水装置により自動遮断する設置としして溢水部における溢水部の自動排水装置により遮断されないものとして溢水部に考慮した。 加えて、最終的な別途排水装置により遮断する設置としして、評価重要度分析1級の設置とされているが、評価では保守的に完全な遮断とするものとしている。 建物外に設置された水槽の位置を別添リ(の)2 (添5-349, 350) (以下示す)。	評価条件/結果(一部評価管理)	添5-178～ 182, 349～351,						
	【溢水評価の条件(溢水防護区域)】	2. 溢水評価条件の設定 (4) 溢水防護区域の設定 (5) 溢水部の設置位置 溢水部の設置位置について、(5)に示す溢水経路を考慮し、添5リ(の)表2-6 (添5-184)に示す溢水防護区域を設定した。各区域の位置は別添リ(の)3 (添5-353, 353)に示す。	施設設計(一部評価管理)	添5-183, 184 352～354					
		第1種管路区域での溢水部の設置について、設置されている設備・機器の設置部・溢水の発出部の防護装置を実施するとともに、核燃料物質が存在する区域外での溢水部の第1種管路区域に存在することについても、閉じ込めの漏点から防止する。 非管理区域での溢水部の設置について、閉じ込められる核燃料物質が存在しない区域外での溢水であるため、外部への流出も考慮し、設置されている設備・機器(溢気設備)の溢水を防止する。 設備の溢水容積(別添リ(の)1 添照 (添5-351))は、プラントウォーターグラウンにより確認した。非密封の核燃料物質を使用する設備・機器については更に電気・ガス配管等の起始による機能喪失のそれが無事遮断され、各溢水部流入の溢水が停止した。 非管理区域における第1-1空調機室、第1-2空調機室、第1-3空調機室及び第2空調機室には蒸気配管を設置しているため、蒸気にによる影響を評価した。							

【凡例】△：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの△：時移又は一時削除去したもの。◇：時移又は一時削除去したもの又はするもの。○：記載区分へ記載

許可No.	記載内容	記載区分				備考		
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降
11-20 2. 淹水評価条件を規定	(a) 淹水評価区域外からの溢流水路 ①床ドレッジ 評価対象区域に床ドレッジ配管が設置された他の区域とつながっている場合であっても、他の区域への流出は想定しないものとした。 ②床面開口部及び床貫通部 評価対象区域の床面に床開口部又は貫通部が設置されている場合は、床面開口部又は床貫通部から他の区域への流出は、考慮しないものとした。 ③床面開口部及び床貫通部である第1～1フロータ室に設置された、浸水を防ぐるものとし、その場所の浸水を予め確認せざる場合は、床面開口部及び第1～2空調機室に設置された、床面を予め確認せざる場合は、床面の浸水を防ぐものとした。 ④排水溝 評価対象区域の床貫通部に貫通部が設置され、隣との区域の貫通部が溢水による水位より低い位置にある場合であっても、その貫通部から流出は考慮しないものとした。 ただし、第2床面物貯留室のタンクが溢水した場合に、第2厨房及び第2成型室を溢水から防護する目的で設置されている第2ヴァン囲い室第1区域（1階）との貫通部に関しては、これを考慮した。 ⑤屋上 淹水防護区域内で使用されている床は全て、水密性を行さず、かつノンエアタイト作様注の床であるため、雨水の流入出を考慮するものとした。 ただし、第1床面物貯留部以外部（非管理区域、建物外食棟）との間については、雨水の外部への流出を防ぐため防水板等の隔壁を設置するため、流入出を考慮しない、非管理区域については、間に込める燃然物質が存在しないため第1床面物貯留部分の区域との間につけたエアタイト（気密）仕様でないこと ⑥排水設備 評価対象区域に排水設備が設置されている場合であっても、当該区域の排水は考慮しないものとした。 なお、排水設備ではないが、第1床面物貯留室の近隣区域、第2床面物貯留室の近隣区域、第2ヴァン囲い室第1区域（1階及び2階）については、他の部屋の防護のため、雨水が流入するよう床面を一段低くしており、これが考慮した。(添5-185) 第1加工棟及び第2加工棟における地震に起因する機器の破損等により生じる溢水評価条件の設定については別添リ(イ)～5 (添5-355～357) に示す。(添5-186)	添5-186 355～357	評価条件結果 —	—	—	—	—	—

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に計測する設工場への対応状況

—：対象施設への該当がないもの

設工場への対応状況

記載区分

記載

件名

【凡例】△：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、◇：時移段又は一時撤去としたもの又はするもの、○：記載内容

許可No.	記載内容	記載区分	記載基準				備考
			本文	添付書類	第1次	第2次	第3次
1. 蒸水評価の条件(蒸水経路)							
11-21	<p>2. 蒸水評価条件の設定</p> <p>(a) 蒸水経路の設定 ガイドを参考し、防護対象機器の存在する溢水防護区画の水位が最も高く（当該溢水区画に流出する水量は多く、排出する流量は少なくなる様に設定）なるよう保守的に溢水経路を設定した。（185-185）</p> <p>(b) 溢水防護区画外漏えいでの溢水経路 評価対象区画の床にレンガ等が他の区画とつながっている場合であって、他の区画の溢水水位が評価対象区画より高い場合は、水位差にによって発生する流入量を考慮した。</p> <p>① 天井面開口部及び天井貫通部 評価対象区画の天井面に開口部又は天井貫通部がある場合は、上部の区画で発生した溢水量の全量が流入するものとした。 床面等を通じて漏えいする溢水については、床下に階段等が連続している場合は、床下に漏出していくものとされるが、保守的に漏出しないものとした。</p> <p>② 伸縮装置 評価対象区画の床表面が設置されている場合であって、隣の区画の溢水による水位が貫通部より高い状況にある場合は、隣室との水位差によって発生する流入量を考慮した。</p> <p>③ 開口部 評価対象区画に隔壁や構造部材による隙間を設けた場合は、隣室との水位差によって発生する流入量を考慮したため、流入用ヒンジ等を考慮しない。</p> <p>④ 壁 評価対象区画に隔壁や構造部材による隙間を設けた場合は、隔壁の排水は考慮しないものとした。（185-185, 186）</p> <p>ここで、床面開口部及び貫通部である隣室と、隣との組み合わせについては、「隣の隙間」として記述された。</p> <p>「隣の隙間」是指定された隣室、隔壁ノエアタイト仕様である場合、隔壁から溢水が漏出し、隔壁を経由してドренに流れられる場合、隔壁と隣の隙間を合わせて表示する。下階への漏水を考慮しない場合、ドレンへの漏水を考慮しない場合、漏水を妨げるものがないため、隔壁を経由して下階に漏出することから、下階への漏水を考慮した（第1加工機の2階（第1管理区域、第1-1 フィルタ室）、2階（非管理区域、第1-1 空調機室）、2階（非管理区域、第1-2 空調機室）及び2-7（185-187）に示す）。</p> <p>以上で考慮した、床面開口部（天井面開口部）及び床貫通（天井面開口部）・壁貫通（壁）は、別添り（1）-3（185-352, 353）に示したものであり、各溢水源が影響する範囲は添付リマップ（表2-8（185-188, 189））に示すとおりとなる。</p> <p>3. 他方に起因する機器の障害等により生じる溢水影響評価</p> <p>(1) 溢水による影響評価 影響評価の算出は、漏えい発生階とその経路上の全てに対して行った。算出された水位Hについて評価した結果を添付3-1 (185-182) ～ (185-192) に示す。</p> <p>⑴ 水位の変動として水位の2倍を考慮して、水位の2倍の値を各水槽容積と比較したとしても、漏えい（の表3-1に示すよう）に、他機に起因する機器の障害等により生じる溢水においても、水槽が溢水水槽容積を下回り、防護対象の安全機能は維持されるが、より安全性を向上させるため、高壓水槽等の容積削減または配管路等を変更をするものとする。（185-190, 191）</p> <p>(2) 溢水による影響評価 影響評価の算出は、防護対象が設置された区画（室）に対して行ったが、気密距離によらず、溢水源となる配管等が設置されていない第2加工機3階（第1管理区域の第2フィルタ室）を除いて、防護れ原に��水防護処置を実施することにより、安全機能を維持する。（185-192）</p> <p>(3) 蒸気による影響評価 非管理区域である第1-1 空調機室、第1-2 空調機室及び第2 空調機室に蒸気配管を設置しているため、各区画に設置している蒸気配管は影響を受ける可能性がある。このため、当該箇所で蒸気配管を一時停止して、蒸気配管の設備を停止し蒸気による影響を防止する。今後は、管理区域を迂回して空調機室に接続し管理区域での蒸気の影響を防止する。（185-195）</p>						
11-22							

【凡例】△：対象施設への適合性確認を行ったもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの、◇：時移又は一時離去としたもの、×：時移又は一時離去としたものの又はするもの、—：対象施設への該当がないもの

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に付ける該工場への対応状況

許可No.	記載内容	該工場への対応状況				備考			
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	
11-23	<p>4 一系統における同一の淡水供給装置評価</p> <p>(1) ほんがく水供給装置の設定 (添3-195)</p> <p>一系統における同一の淡水影響範囲においては、淡水源及び淡水量を下記のように求めた。淡水源及び淡水量以外の評価条件は、地震に起因する機器の破壊等により生じる淡水条件と同一とした。</p> <p>(2) 淡水の供給を確保するために規定する機器の設置箇所により生じる淡水 (添5-195)</p> <p>震えい間隔の距離に必要な時間について(添5-196)の表4-1に示す。(添5-196)</p> <p>(3) 施工施設内に生じる異常状態 (次項を含む) の重大防止のために設置される系統からの淡水による淡水 (添5-197)</p> <p>(2) 淡水評価結果</p> <p>淡水の影響範囲するために規定する機器の設置箇所により生じる淡水、及び施工施設内に生じる異常状態 (次項を含む) の重大防止のために設置される系統からの淡水、による淡水評価結果を添5-1(の表4-2 (添5-198) に示す)。地盤に起因する機器の破損等により生じる淡水による淡水の方が、淡水量が大きいため、一系統における他の淡水による淡水の影響は考慮されねており、防護対象の安全機能への影響は防止される。また、被水及び蒸気の影響が生じる防護対象は、一系統における第一の淡水による被水及び蒸気に対しても、防護対象の安全機能は維持される。(添5-197)</p>								

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の用情で適合性を確認する」としたものの又はするもの、◇：「時移又は一時除去としたもの又はするもの、×：記載無し

許可No.	記載内容	表2 加工事業変更許可申請書の記載に該する設工場への対応状況					備考
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	
第十二条（誤操作の防止）関連		設工場への対応状況					
12-1	(1) 誤操作の防止 加工施設における誤操作の防止に係る設計方針を以下に示す。 1) 誤操作の防止に係る措置 安全機能を有する保護は、運転員による誤操作を防止するため、以下の措置を講じる。 (a) 運転者及び係員における誤操作を防止するため、操作器、指示計、表示装置、警報装置等を運転員の操作性及び人間工学的観点の観点を考慮して設備するとともに、誤操作を生じにくくするために、必要に応じて手動操作を定める。(P21,添5-201) (b) 制御盤には、設備の集中的な監視及び制御が可能となるよう、表示装置及び操作器を配置する。運転員の誤操作・誤判断を防止し、加工施設の性能が正確かつ迅速に把握できるよう考慮して設計とする。(P21,添5-201) (c) 操作器は運転計以上に誤操作を防止するため、必要に応じて保護カバー等を付属スイッチを設け、色、形状、銘板等により容易に識別できる設計とする。(P21,添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-
12-2	(d) 設計基準事故の発生後、時間的余裕が少ない場合には、計測制御装置のインターロック等により安全機能を確保できる設計とする。(P21,添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-
12-3	(e) 機器の容易な修理に係る措置 安全の確保のために、必要に応じて非常時、緊急時においては現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じる。(P21,添5-201)	P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-
12-4	(f) 機器の容易な修理に係る措置 安全の確保のために手動操作を要する場合には、必要に応じて非常時、緊急時においては現場に明示する等、円滑に対応できる措置を講じる。(P21,添5-201)	P21	添5-201	施設設計	-	-	○
12-5		P21	添5-201	保安規定による管理	-	-	-

【見例】(C) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものの又はするもの、－：対象施設への該当がないもの、添付資料又は一時移設又は一時撤去したもの

許可No.	記載内容	施工段への対応状況					備考
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	
第十三条（安全通路等）関連				第4次 (今回申請)	第5次以降		
13-1	通路及び階段等を安全通路とし、その位置を明確かつ直感的に表示することにより容易に識別できる設計とする。 (P22) (a) 安全避難通路に対する考慮及び階段等を安全避難通路とし、容易に識別できるように、その位置を清晰性及び表面の差が空により判別ができる設計とする。 (添5-202) 設計基準改修時に該設備業者または運営者が内に逃げきれるよう非常口を設けるとともに、非常用電源設備に接続した非常用照明及び緊急設備の種類の表。(P22) 一部の非常用照明、誘導灯は外部電源喪失時に自動的に内蔵バッテリに切り替わる。(添5-207) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場操作が可能なよう、可搬式の照明及び専用の電源を設ける設計とする。 (P22)	P22 (a) (P22) (P26) (P26) (P22)	添5-202 (P22) (P22) (P22)	施設設計（一般保安規定による管理） ○ ○	— — — △ ○	— — — △ ○	第1次設工認申請の対象である第2加工棟の非常用照明については、第5次以降で適合性確認を行う。
13-2	一部の非常用照明、誘導灯は外部電源喪失時に自動的に内蔵バッテリに切り替わる。(添5-207) 非常用照明、誘導灯とは別に、事故対策のための現場操作が可能なよう、可搬式の照明及び専用の電源を設ける設計とする。 (P22)	P22 (添5-202) (P22)	施設設計 ○ △ ○	— — — △ ○	— — — △ ○	— — — — — —	— — — — — —
13-3	設計基準改修が発生した場合には、非常用照明及び誘導灯とは別に、事故対策のための現場操作が可能なよう、可搬式の照明及び専用の電源を設ける。可搬式の照明について、添5リホの表1(添5-202)及び表2(添5-202)に示す。	P22 (添5-202)	保安規定による管理 —	— — — — —	— — — — — —	— — — — — —	— — — — — —

【凡例】(+)：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、◇：時移又は一時撤去としたもの、×：時移又は一時撤去としたものの又はするもの、記載内容

許可No.	記載内容	記載区分				備考			
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降	
14-5	(d) 安全機能を有する施設には、焼結物に対する考慮 ① 内部発生保護飛来物に対する考慮 ② 加工施設によって加工施設の安全機能を損なうおそれはない設計としている。 ③ 可燃ガスを用いる施設は、大規模で急速回転するタービンではない。 ④ 安全機能を有する施設には、燃結が本体が破壊されることはない。(添5-203)	P29	添5-203	施設設計	-	-	-	-	○
14-6	(d) 安全機能を有する施設は、ターンその他の機器又は配管等による設計となっているため、燃結が本体が破壊されることはない。(添5-203) ① 天井クレーンが停止する場合でも、圧力過し弁により燃結物を保護する設計とする。 ② 天井クレーンは、脱輪を防止するガイドを取り付けることにより地震時ににおける落下防止対策を実施し、内部飛来物が発生しない設計とする。	P29	添5-203	施設設計	-	-	◇	○	○
14-7	(e) 株燃料物質の検定装置及び計量設備の種類 第1加工棟及び第2加工棟には、核燃料分析装置を、第2加工棟に燃料棒内圧力測定装置を設ける。 ① その他の主要な実験設備の種類 ② 設備の種類と個数 高圧ガス貯蔵所 2 水素ガス貯蔵所 1 乳化液槽 1 空調設備 1式 (P127)	P126, 127	-	保安規定による管理	-	-	-	-	-
14-8	施設の設計・工事及び検査について ① 制工施設の設計及び工事の方法は、「核燃料物質又は核燃料物質の製造の事業に関する規則」等の法令に基づく製造規格等を定める告示」、連邦法規の新規改修の方法等に準據する。 ② 建設物の新規改修の促進に関する法律 高圧ガス貯蔵法 労働安全衛生法 消防法 工場立地法 日本工場規格 (現名称: 日本標準規格) (JIS) 日本電機工業会規格 (JEM) 電気設備技術基準 (経済産業省令) 鋼構造設計基準 (現名称: 鋼構造設計規則・同解説) (日本建築学会) 建築設備製造基準・施工指針 (日本建築センター) 建築事務官制度 (日本建築学会) (添5-211)	-	添5-211	その他説明事項	-	-	-	-	

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に該する設工場への対応状況

- : 対象施設への該当がないもの

記載区分

設工場への対応状況

記載区分

【凡例】(△): 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△+: 「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの△: 対象施設が一時移去したもの、◇: 時移又は一時離去したもの

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に沿うる設工場への対応状況

許可No.	記載内容	設工場への対応状況				備考				
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降	
15-23	(△) 設計・基準事務所認証結果 a. 機械的隔壁による隔壁は約 2×10^{-5} mSv/より、 $5mSv$ よりも十分小さい値となる。 b. がれきによる隔壁に認められた機能の不全 (燃焼部による隔壁に認められた機能の不全) c. 公衆の外周壁による隔壁は約 3.5×10^{-5} mSv/より、 $5mSv$ よりも十分小さい値となる。 d. 健康によると認められた機能の不全 (機器周囲による隔壁に認められた機能の不全) e. 公衆の外周壁による隔壁は約 4.1×10^{-4} mSv/となり、 $5mSv$ よりも十分小さい値となる。 (△) まどか 敷地周辺の公衆の外周壁による隔壁は、約 3.7×10^{-4} mSv/となり、 $5mSv$ よりも十分小さい値となる。 (△) まどか 被ばく評価の結果のまとめ：添7-イ表1(添7-16)	P154～157	添7-12～16	評価条件／結果	-	-	-	-	-	

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの、◇：「時移又は一時除去としたもの又はするもの、×：時移又は一時除去としたもの又はするもの、-：対象施設への該当がないもの、記載内容

第十六条 (核燃料物質の貯蔵施設) 開設 許可No.	記載内容	添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に計入する設置工事への対応状況						備考	
		記載区分		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
16-1	(6) 貯蔵施設 各工程におけるウランの形態に応じた核燃料物質を貯蔵するためには必要な容積を有する核燃料物質の貯蔵施設を設計する。なお、本加工施設においては、崩壊熱除去等のために冷却が必要となる核燃料物質を取り扱わない。(P22)	P22	W00-W0	基本的考え方(一 般保安規定による 管理)	○	-	-	○	
	(9) 貯蔵等に対する考慮 貯蔵施設は、施工工程中のウラン処理量に対する適切な貯蔵容量を確保し、漏洩防止のための適切な対策を講じる。また、二酸化ウラン粉末、燃料集合体等の貯蔵及び放射性廃棄物の保管格納等を専用の施設とする。また、地盤外の人の居住する可能性のある地点において、合理的に量が可能な限り低くなるように、設備長(16)の配慮等を考慮した設計とする。 なお、本施設で取り扱う核燃料物質は崩壊熱を考慮する必要がない。(添5-16)								

【見例】(c) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性確認を行ったもの又はするもの。△」：「次回以降に申請する設工場への対応状況

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載事項に対する設工場への対応状況

許可No.	記載内容	設工場への対応状況					備考	
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次		
第1-1条 (原産地) 備註								
17-1	(7) 除塵施設 加工施設は、通常時において周辺監視区域の外の空気中及び周辺監視区域の境界における水中の放射性物質の濃度を十分に低減できるよう、施設内に設けた施設を用いて、放射性物質を処理する施設を設ける。具体的には、気体供給装置による除害設備及び除害設備による除害装置を設ける。 (P22) 左欄工場に於ける放射性物質を保管するためには、必要な容積を有する放射性物質の保管施設を設ける。(P22) 瓦斯燃焼炉又は瓦斯燃焼炉に接続された瓦斯燃焼炉の燃料質量によって瓦斯燃焼炉に接続された瓦斯燃焼炉の燃料質量を合理的に達成できる限りの一定容積及び放棄業者等が、本加工施設に起因する放棄物質及び瓦斯燃焼炉から十分安全に離されるよう放棄物質を離れる。(P118)	P22, 148	-	基本的考え方 (一部保安規定による管理)	-	-	○	○
17-2	(1) 化学洗浄施設 (3) 处理する燃焼物質の種類及び最大処理能力 2,100 t/a／年 (注1) (注1) 再生ウツランの処理量として、1 ton-t/a／年を含む。(P98) (ii) 成形施設 (3) 处理する燃焼物質の種類及び最大処理能力 最大処理能力 620 ton-t/a／年 (P77) (iii) 脱脂施設 (3) 处理する燃焼物質の種類及び最大処理能力 最大処理能力 630 ton-t/a／年 (P88) (iv) 絶縁施設 (3) 处理する燃焼物質の種類及び最大処理能力 最大処理能力 750 ton-t/a／年 (P93)	P68, 77, 88, 9 3	保全規定による管理	-	-	-	-	
17-3	ホルム酸トリウムの廃棄施設の構造及び設備 (1) 気体供給装置 本設備は、給氣送風機、排気ダクト、高性能エアフィルタ、排氣用送風機、逆流防止ダンバ及び差圧検出器で構成される。給氣用送風機は、給氣ダクトを通じて建屋外の空気を各室に送る。(P117) なお、概略排気系図を図10に示す。(P175) (2) 废棄物の処理能力 1) 総排気風量 施設 機構簡 總排氣風量 (m^3 /時) 第1加工機 A 3.6 × 10 ⁴ B 1.9 × 10 ⁴ C 2.3 × 10 ⁴ 第2加工機 2) フィルダの捕集効率 高性能エアフィルダ : 99.97 %以上 (3) 排気口の位置 排気管 A : 第1 - 1 フィルダ室屋上 排気管 B : 第1 - 2 フィルダ室屋上 排気管 C : 第2 フィルダ室屋上 ハ、環境安全設計 (1) 放射性廃棄物の放出に対する考慮 1. 放射性气体供給物 放射性气体供給物の廃棄設備の構成を次表 (添5-15表) に示し、系統を添5ロの図8～添5ロの図10 (添5-12～14図) に示す。また、 排気口の位置を添3～の図1 (添5-15) に示す。(添5-15)	P117, 118, 17 5	添5-12～ 15, 18 施設設計	-	-	-	○	

【見例】(c) 対象施設への適合性認定を行ったものの又は行ったもの、△：(次回以降の申請で適合性を確認去したもの、△：時移設又は一時撤去としたもの)又はするもの、◇：記載内容

許可No.	記載内容	施工段への対応状況					備考	
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	
17-14	(a) 固体燃更替の管理 本加工施設で発生する固体燃更替のうち、放射性物質によって汚染された、又は汚染されたおそれのある燃更替は、ドラム缶詰め又はアラスター、チックシート等による包装を施し、保管・輸送途次は保管する。主な、一部の設備については、包装の及びを防止して、 (b) 固体燃更替の管理 小燃更替及びアラスター包装物に特別して、所定のドラム缶に入れて、運搬する。また、นำไปに上りきり生産する設備・機器の燃更替物は、通常、溶断装置等により小物に取り扱うが、必要に応じてサンドプラスト装置等により除油剤を施し、所定のドラム缶に入れて、 (c) 放射性固体燃更替の登録は、年間400本(200t/貯蔵原)と推定される。 なお、再生紙等データの盛り抜きには、伴う放射性固体燃更替の発生量は年間約25本(200t/貯蔵原)と推定される。(添6-26)			P150	00-26 保安規定による管 理(一部詳細条件/ 結果)			第1次設工認申請の第1-1 3段更替場、第1-1 4段更替場及び第1-1 5段更替場に係る保管施設等は、保管規定にて、保管規定に定めて管理する。
17-15	(1) 氣体燃更替中の放射性物質の排放 ハ周辺環境区域の外における実効量の算定の条件及び結果 気体燃更替物中の放射性物質の吸入及び呼吸による内部被ばくによる実効量、液体燃更替物中の放射性物質の積取に伴う内部被ばくによる実効量及び周辺工場施設からの燃耗線による外部被ばくによる実効量を、「電力燃料水型原炉による実効量推計」にて評価する。 (2) 液体燃更替中の放射性物質による実効量 (1) 気体燃更替中の放射性物質による実効量 a. 年間放出量 排气に含まれる放射性物質の年間放出量は、約 $1.36 \times 10^6 \text{ Bq}/\text{年}$ とする。 b. 計算条件 実効量は、実効量における半衰2年月から半衰25年月までの気象観測による実効量を適用する。ここで、海水中の放射性物質濃度は、第2加工棟による実効量が、周辺区域ににおける周辺監視区域段取扱い及び敷地境界外の人への居住する可能性のある地点を対象として行う。また、農作物採取による実効量の評価は、前記計算で算出した放射性物質の年間平均濃度に基づき行う。 (3) 加工施設からの燃耗線による実効量 海水に含まれる放射性物質の年間放出量は、 $1.2 \times 10^8 \text{ Bq}/\text{年}$ とする。 d. 計算条件 海水管を通じて下水川への排泄度、海洋に放出された放射性物質を採取・濃縮した海産物を採取する事による内部被ばくを計算する。ここで、海水中の放射性物質濃度は、保守的に海水中での放散を考慮せず、年間放 出量を用いて施設からの年間被水層と周辺の年間被水層との比で除したものとする。 a. 総源 周辺施設には、最大航行能力に応じたランプが設され、燃耗線燃燒場には、最大保管燃燒能力に見合う放射性燃燒物が保管されている と仮定する。 b. 計算条件 放射性燃燒物は保管の状況及び運搬のニンケート構造物等を考慮したモデルを使用し、第2加工棟の排気口を基準とした16方 位について、周辺監視区域段取扱い及び敷地境界外の人の居住する可能性のある地点における線量を算出する。 (4) 総量の計算結果 (1) 放射性固体燃更替による実効量 周辺監視区域段取扱い及び敷地境界外の人の居住する可能性のある地点における気体燃更替物中の放射性燃燒物の吸入及び呼吸による実効量は 年間 $3 \times 10^{-3} \text{ mSv}$ 、液体燃更替物中の放射性燃燒物の吸入及び呼吸による実効量は年間 $1.2 \times 10^{-3} \text{ mSv}$ である。 (2) 加工施設からの燃耗線による実効量 通常において加工施設からの燃耗線による実効量は、周辺監視区域段取扱い及び敷地境界外の人の居住する可能性 のある地点における実効量の最大値は、年間 $8 \times 10^{-2} \text{ mSv}$ である。(P150, 151)			P150, 151	添6-18～27 評価条件/結果		第1次設工認申請の第1-1 3段更替場、第1-1 4段更替場及び第1-1 5段更替場に係る保管施設等は、保管規定にて、保管規定に定めて管理する。	

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの、◇：「時移又は一時離去としたもの」、×：「対象施設への該当がないもの」

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載事項への対応状況

許可No.	記載内容	記載区分	記載基準				備考
			本文	添付書類	第1次	第2次	
第十八条 放射線測定装置の開示							
18-1	(8) 放射線管理施設における放射線被ばく防止に係る設計方針を以下に示す。 放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行うための設備・機器等を設ける。 (a) 管理区域における外部放射線に係る輻射、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を十分に監視・管理するための設備・機器等に係る空気流量、空気中の放射性物質の濃度及び表面等の放射性物質の表面密度を第2安全規制基準等にそれぞれ表示できる設計とする。(添22)	P22	基本的考え方(一部 部規定による 管理)	-	-	-	○
18-2	(c) 放射線被ばく防止 放射線測定装置は、管轄区域には、管轄区域に係る輻射、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を十分に監視・管理する。 放射線被ばくに対する放射線被ばく防止に対する考慮 放射線被ばくを監視するための機器等を設ける。 (1) 施設管理用設備としてガンマモニタ、エモニターメータ、アルファサーベイメータ、アルファカウンタ、エアサンプラー等の機器を備える。 (2) 試料測定用設備として放射線測定装置及び放射線被ばく監視装置の測定保護具を備える。 (3) 第1種管区域の山門人口である。この近くに放射線管理室を設け、この部屋にはダストモニタ等の監視装置を設置する。 (4) 第1種管区域の山門人口である。この近くに電磁機器を設ける。 (5) 管理区域における空間放射性物質の濃度及び床面等の放射性物質の表面密度を表示するための表示装置又は墨伝送装置を設ける。 放射線測定装置は、放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理、除染等を行いうる設備・機器等を設ける。 (1) 出入管理用として、ハンドワットクロスマニピュレーター等の機器を備える。 (2) 個人被ばく監測用設備として、光刺激ルミネッセンス(O.S.L)検量計、熱當光線量計(TLD)等の個人被ばく線量測定用具を設ける。 (3) ワランの作業被ばく有無を確認するための尿中ウラン量検査手順等を設ける。(添5-4)	添5-4	施設設計(一部 部規定による管 理)	△	-	◇	-
18-3	(1) 放射線測定装置に対する考慮 放射線被ばくを監視及び管理するため、放射線業務従事者の出入管理、汚染管理及び除染等を行いうるための設備・機器等を設ける。 (1) 第4種管区域の山門人口である。この近くに放射線測定装置の監視設備を設ける。 (2) 出入管理用として、ハンドワットクロスマニピュレーター等の機器を備える。 (3) 個人被ばく監測用設備として、光刺激ルミネッセンス(O.S.L)検量計、熱當光線量計(TLD)等の個人被ばく線量測定用具を設ける。 (4) 管理区域の入退出の記録は、非接触式ICカードを介した個人検量計等によって入退出時刻を記録する。 (5) ワランの体内被ばくの有無を確認するための尿中ウラン量検査手順等を設ける。 (6) 施設管理用としてエアサンプラー、エアモニタ、エアモニターデバイス等の機器を備える。 (7) 試料測定用設備としてエアサンプラー等の機器を設ける。 (8) 除染用の設備として、放射線測定装置等を設ける。 管理区域における外部放射線に係る輻射、物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質の濃度を十分に監視・管理するための設備・機器を設ける。また、管轄区域における空間放射性物質の密度及び床面等の放射性物質の表面密度を、情報を伝達するに必要なものある管理区域出入口に地示板を設け、それを添下表(添5-205表)のよう表示できる設計とする。(添5-205)	添5-205	施設設計(一部 部規定による管 理)	△	-	◇	-

[凡例]○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：「次回以降の用件を満足する」としたもの又はするもの、△：「時移又は一時削除去としたもの又はするもの、□：内部改修による対応状況

—：対象施設への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降	備考
P-10	(c) 放射線業務事務者の懸念く管理 (1) 放射線業務事務者は、職員以上の者で、核燃料物質等の重り扱い等に關する必要な教育等を受け、その結果に基づいて放射線管理部門の長が適当と認定する。 放射線業務事務者の資格 (2) 放射線業務事務者の資格を以下により認定する。 放射線業務事務者の職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定し、「職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 ②職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定し、「職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 ③外部被ばくによる職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、3月ごと・好動部中である女子については、本人の申出等による測定を定期的に行なう。また、この測定は、個人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者による職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を定期的に測定し、3月ごとに作業期間を考慮して算定する。ただし、外部被ばく測定による職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、本人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、定期的に必要な項目について保安装置を実施する。 放射線業務事務者に対する、6ヶ月以内に1回、定期的に「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める電離放射線健康診断を実施する。									
18-7	(d) 放射線業務事務者の懸念く管理 (1) 放射線業務事務者は、職員以上の者で、核燃料物質等の重り扱い等に關する必要な教育等を受け、その結果に基づいて放射線管理部門の長が適当と認定する。 放射線業務事務者の資格 (2) 放射線業務事務者の職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定し、「職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 ②職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定し、「職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 ③外部被ばくによる職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、3月ごと・好動部中である女子については、本人の申出等による測定を定期的に行なう。また、この測定は、個人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を定期的に測定し、3月ごとに作業期間を考慮して算定する。ただし、外部被ばく測定による職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、本人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、定期的に必要な項目について保安装置を実施する。 放射線業務事務者に対する、6ヶ月以内に1回、定期的に「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める電離放射線健康診断を実施する。									
18-8	放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、3月ごと・好動部中である女子については、本人の申出等による測定を定期的に行なう。また、この測定は、個人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を定期的に測定し、3月ごとに作業期間を考慮して算定する。ただし、外部被ばく測定による職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、本人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、定期的に必要な項目について保安装置を実施する。 放射線業務事務者に対する、6ヶ月以内に1回、定期的に「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める電離放射線健康診断を実施する。									
18-9	(e) 放射線業務事務者の懸念く管理 (1) 放射線業務事務者は、職員以上の者で、核燃料物質等の重り扱い等に關する必要な教育等を受け、その結果に基づいて放射線管理部門の長が適当と認定する。 放射線業務事務者の資格 (2) 放射線業務事務者の職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 ②職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 ③外部被ばくによる職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を測定し、3月ごと・好動部中である女子については、本人の申出等による測定を定期的に行なう。また、この測定は、個人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、作業環境の空気中の放射性物質の濃度を定期的に測定し、3月ごとに作業期間を考慮して算定する。ただし、外部被ばく測定による職業度等を定める告示」に示す職業度以下となるようにより測定する。 放射線業務事務者は、本人の申出等により加工事業者が該区域の事業を面つたから出所するまでの間ににおいては、1月に1回測定する。 放射線業務事務者は、定期的に必要な項目について保安装置を実施する。 放射線業務事務者に対する、6ヶ月以内に1回、定期的に「電離放射線障害防止規則」(厚生労働省令)に定める電離放射線健康診断を実施する。									

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載事項へ該当する設工場への対応状況

許可No.	記載内容	記載区分	記載区分				備考
			本文	添付書類	第1次	第2次	
第19条 (監視設備) 雷電							
(9) 監視設備における監視設備に係る設計方針を以下に示す。 (a) 加工施設から放出される放射性物質の濃度及び加工施設の周辺監視区域境界附近における空間輻射量を監視及び施設管理用設備を設置し、サンプリングした試料を測定するための放射線測定設備を備える。 (e) 通常時ににおける放射性物質の環境放出に係る監視及び測定について、「発電用軽水型原子炉施設における放射性物質の測定に関する指針」を参考とする。参考に用いた設計とし、「発電用軽水型原子炉施設における監視及び測定について、「発電用軽水型原子炉施設における放射性物質の測定に関する指針」を参考とした設計とする。(P23, 23)							
19-1 (c) 放射線監視	1. 放出点等における監視対象 (1) 気体遮蔽物 高性能エアフィルタでろ過室の放射性物質の濃度をダストモニタに示す。 異常濃度を示した場合は警報を発する ようとする (2) 体積流量 測定装置によって生じた廃棄物、該体積流量処理設備にて処理を行った後、貯槽に貯留し、排水中の放射性物質の濃度をバッヂ測定により測定する。(添5-16)		P22, 23	添5-16, 206 (一部保安規定による) 施設設計	△	-	○
19-2 2. 施設周辺における監視対象	(1) 施設から放出される放射性物質の濃度及び測定について 加工施設の管理区域内から非気口を通して放出される排气中の放射性物質の濃度については、管理区域内の空気を気体遮蔽物の遮蔽設備により処理した排気を車載して、ダストモニタやサンプラーにより連続的及び定期的に測定・監視し、異常放出の有無を監視する。 加工施設の第一種監理区域外で発生し、周辺監視区域外へ放山される液体遮蔽物によっては、液体遮蔽物の遮蔽設備により處理された後、排水用の雨水管にて採取して、放射性物質の濃度が一定に保たれる濃度以下であることを監視する。 (2) 周辺監視区域及び周辺監視区域外における空間輻射量を監視及び測定について 加工施設の周辺及び周辺監視区域外における空間輻射量を監視及び測定するための監視設備を設置し、風速、風速等の気象観測用設備及び可搬式の放射線監視装置を備える。(P23)		P23	添5-16, 206 (一部保安規定による) 施設設計	△	-	○
19-3 (b) 監視設備における監視対象	設計基準監視場に迅速な監視を行うため、放射線監視、放出点、加工施設周辺、予想される放射性物質の放出道路等を考慮して適切な場所において、放射性物質の濃度及び空間輻射量を監視及び測定するための監視設備を設置し、風向、風速等の気象観測用設備及び可搬式の放射線監視装置を備える。(P23)		P23	添5-16, 206 (一部保安規定による) 施設設計	△	-	○
19-3 (c) 設計周辺における監視対象	設計基準監視場における監視及び測定 設計基準監視場における監視及び測定を行うよう、加工施設から放出される放射性物質の放出量、及び周辺監視区域境界における放射線量等の状況把握に必要な監視及び測定設備を設ける。 具体的な設備として、空気中の放射性物質の濃度を監視及び測定するためのエアサンプラー、ダストモニタ、ダストモニタ等を備える設計とし、空間監視等を監視測定設備とし、モニタリングボスト等を備える。 モニタリングボストは、非常用電源設備に接続すると共に、屋外にエアサンプラーを設置し、放射性物質の放出経路等を特定する。(添5-206)		P23	添5-16, 206 (一部保安規定による) 施設設計	△	-	○
19-3 (d) 監視設備における監視対象	監視設備の一つであるモニタリングボストは、非常用電源設備に接続することで、外部電源喪失時から電源復旧までの期間を担保できる設計とする。(P23)		P23	添5-16, 206 施設設計	-	-	○△ ○
19-3 (e) モニタリングボスト	モニタリングボストは、非常用電源設備(動作電源を含む。)により電源復旧までの期間を担保できる設計とする。(添5-16)		P23	添5-16, 206 施設設計	-	-	○△ ○

第4次申請の対象であるモニタリングボストに接続するには、第5次申請以降で適合性確認を行う。

非常用電源設備についても、第5次申請以降で適合性確認を行う。

【見例】(c) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの。◇：「時移又は一時削除去したもの。記載内容

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	第4次	第5次以降	備考
(d) 監視設備及び監視測定装置の測定値は、通常時には第2安全管理制度に、設計基準事故時には事故時の拠点として機能する場所である防災本部等に表示できる設備を設置する。(P23)										第4次申請の対象であるモニタリングボックスの安全設置箇所の内、防災本部に設置するものについて、第5次申請以降で適合性確認を行う。
(e) 設計基準事故時の放射線監視装置は、本施設以外の適切な場所において、迅速な対応に必要な空気中の放射性物質濃度、空気中の放射性物質濃度等を適切に測定する。 (添5-17)										
(3) 設計基準事故時ににおける監視及び測定 値は第2安全管理制度の安全監視装置に表示する。 (P149, 150)										
(4) モニタリングボストの測定値は、設計基準事故時ににおける迅速な対応のため、第2安全管理制度及び防火災本部の安全監視装置に表示及び記録し、モニタリングボストの空間線量値があらかじめ設定した値を超えたときは、安全監視装置にて警報を発する設計とする。 (添5-206)										
(5) 設計基準事故時の監視装置 値は、加工施設及びその境界付近において、放射性物質の濃度及び空間線量を監視及び測定し、必要な情報を適切な場所に表示する。 (添5-6)										
(6) 周辺環境における公衆の被ばく管理 値は、周辺監視区域境界付近において、空気中の放射性物質の濃度及び外部放射線に係る線量当量の測定、監視を行うとともに、必要な気象を測定する。また、周辺監視区域外における土壤気体及び液体被覆物の汚染に当たっては、放生管理を行うとともに、さらには異常がないことを確認するため、周辺監視区域外における土壤等の放射性物質濃度を定期的に測定する。(P149)										
19-4 加工施設周辺における監視装置の位置を添5への図1、「添5-18」に示す。 土壌中、西川本流の放射性物質（ウラン）濃度を測定するための分析用手順等を設けるとともに、風向、風速、降雨量等の気象観測用設備を設ける。(添5-16, 17)										
(7) 施設周辺環境の管理 値は、周辺監視区域外の外気監視装置等により定期的に測定する。また、風向、風速、降雨量及び大気温度を測定する。(添5-18)										
19-5 添5への図1 排気・排水口の位置及び周辺監視区域等の位置 (添5-18)										
(8) 放射線監視装置の構造及び設備 値は、施設管理用の主要な設備の種類は、施設管理設備及び監視設備から構成される。 放射線監視装置の設備名等、個数 設置場所 第1別工種 1式 ダスマリニア 第2別工種 1式 ダスマリニア 屋外 屋内 監視設備 2 モニタリングボスト これらの設備以外に、ガスマサーベイメータ、アルファカウンタ、エアサンプラー、風向風速計、降雨量計及び雨量計を設ける。(P124)										
19-6 フロジオ放射性物質の強度に関する基準 (1) 気体強度測定装置の構造及び設備 値は、周辺監視区域内外における放射性物質の濃度を監視する。また、異常が発生した場合、その原因を明確にして必要な対策を取ることにより、排気中の放射性物質の濃度を、監視強度を定める告示に定める告示による告示する。(P150)										
19-7 (2) 放射性物質の強度以下に管理する。 (P150)										
19-8 (3) 放射性物質の強度以下の基準を明確にして、必要な対策をとる。また、ダスマリニアにより測定した、異常が監視されたらその原因を明確にして必要な対策を取ることにより、排気中の放射性物質の濃度を、ダスマリニアにより測定した、3ヶ月間の平均濃度が社内管理値（「総監視強度を定める告示」）以下であることを確認し、総監視強度等を定める告示に示す濃度限度以下となるよう管理する。(添5-18)										
(4) 放射性物質の強度以下に管理する。 第1種管製区域内外で生じた液波は、排水に含まれて周辺監視区域外へ放出され放射性物質の濃度を、施設管理設備により合理的な濃度以下に低減させるための処理を行い、廃棄物処理設備により採取した試料を放射性物質の濃度により測定し、放生監視区域外へ放出する。(P150)										
19-9 以後後の排水は、あらかじめその放射性物質の濃度を測定し、それが「総監視強度を定める告示」に示す周辺監視区域外の濃度限度以下であることを確認した上で、周辺監視区域外へ放生する。 (P150)										
19-10 以後の排水は、あらかじめその放射性物質の濃度を測定して、周辺監視区域外へ放生する。 (前記の濃度限度×0.8)を超え、又は超えおそれがある場合は、再処理を行ふ等の必要な措置を行ふ。(添5-24)										

【見例】(1) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの。□：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたものの又はするもの。◇：「時移又は一事態去とししたもの」。

許可No.	記載内容	記載区分				備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	
第二十条 (非常用電源設備) 用途						
20-1	(10) 非常用電源設備 外部電源系統の機能喪失に対して、以下に示す設備の安全機能を確保するために十分な容量、機能及び信頼性のある非常用電源設備として、非常用ガス・タービン発電機及び無停電電源装置を設ける設備とする。 (① 有管煙道の折気設備のうち、負圧の維持に必要な排気系統 (② 保守検査用設備 (③ 燃料足りん、通風連絡設備、非常用電源設備、非常用照明及び排煙装置等、その他 (燃結炉用冷却水ポンプ及び排水処理系ポンプ用ボンプ等) (P23)	P23、125 P23、174, 207	施設設計	—	—	○
20-2	(1) 非常用電源設備 設置場所 動力機 無停電電源装置 ガス・タービン発電機 2 (P125) 添5-リ(1)表1 不法侵入等対応設備概要 種類 機器・設備 設備等 設備等 — 運転使用時間 約30分以上 (添5-174) (2) 非常用電源設備に対する考慮 外部電源喪失時に、第1種及び第2種管理区域の負圧の維持に必要な排気設備、放熱機監視設備、警報設備、通信連絡設備、非常用照明及び排煙装置等、燃結炉冷却設備及び無停電電源装置を設置している。添5-リ(1)の表1に非常用電源設備を示す。 (添5-207)	P23、125 P23、174, 207	施設設計	—	—	△
20-3	機器 ガス・タービン発電機(1号機) ガス・タービン発電機(2号機) 無停電電源装置 ※ 1号機、2号機共に (添5-207) (3) 非常用電源設備は、通常時及び設計基準時条件においてから給電される主な負荷設備を添5-リ(1)の表2に示す。(添5-207) これらから給電される主な負荷設備は防火火災部、動力機及び安全管理室等に対し、携帯電話等に充電するための非常用のコンセントを含む必要な電源を供給する設計とする。(添5-207)	— 添5-207, 208	施設設計	△	—	○
20-4	機器 ガス・タービン発電機(1号機) ガス・タービン発電機(2号機) 無停電電源装置 ※ 1号機、2号機共に (添5-207) (3) 非常用電源設備は、通常時及び設計基準時条件において、安全機能を維持するために必要な容量を有する設計とする。(添5-203) (添5-リ(1)の表3に示す)。 (添5-207) これらから給電される主な負荷設備を添5-リ(1)の表3に示す。 (添5-203) 添5-リ(1)の表3 無停電電源装置の負荷設備 非常用電源設備 給電設備 無停電電源装置 受変電設備、遮断器、警報、非常用照明 (添5-208) ※ 2号機は停電信号で自動起動し、10秒以内に定格回軸数に達し、電圧が確立する設計とする。(P23) なお、非常用ガス・タービン発電機は停電信号は外部電源喪失時に一回連続して必要な設備に給電する。(添5-207)	P23 添5-207	施設設計	△	—	○

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの。△：「次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの又はするもの。◇：「次回以降に申請する」としたもの又はするもの。×：「次回又は一時撤去としたもの」

許可No.	記載内容	添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に該する設工場への対応状況						備考
		本文	添付書類	記載区分	第1次	第2次	第3次	
				（設工場への対応状況）	（設工場への対応状況）	（設工場への対応状況）	（設工場への対応状況）	（設工場への対応状況）
20-5	また、万が一航行が作動しなかった場合でも、通常遮断器を操作することで相互にバックアップが可能な設計としており、2台のうち1台が作動すれば、第1航管理区域の排気装置、放射線監視設備、火災等の警報設備、通信連絡設備及び非常用照明灯といった最低限必要な負荷に対しては緊急供給可能である。（添5-207） ガスター・ビン兼電機における非常用電源系統を添5リ(1)の図1に示す。（添5-209） 添5リ(1)の図1 非常用電源系統図 (添5-209)	-	添5-207,209	施設設計	△	-	-	○
20-6	定期的に試験を行うことと、非常用電源設備の信頼性を確保する。（添5-207）	-	添5-207	保安規定による管理	-	-	-	-

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載に該する設工場への対応状況
—：対象施設への該当がないもの
○：対象施設への該当があるもの
◇：該当するもの
×：該当しないもの

【見例】(1)対象施設への適合性確認を行ったもの又は行うもの、△：次回以降の申請で適合性を確認する」としたもの、×：時移又は一時離去としたもの、○：時移又は一時離去としたものの又はするもの、-：対象施設への該当がないもの

許可No.	記載内容	記載区分					備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
第二-1条 C01信令装置設置箇所		第4次 (今回申請)					
21-1	1)警報装置 (a)加工施設内には、設計基準事故が発生した場合に加工施設の人に対し避難の指示を行うための警報装置を設置する。 (b)警報装置は、電子音等のブザー等により警報を発する設計とする。(P23)	P23	活5-210	施設設計	△	-	◇
	(3) 通常運営設備に対する考慮 対応する防災本部等に対して、加工施設内の人に対し、避難の指示等を行うためのガラモニタ、自動火災報知設備、エアモニタ等の警報装置を備える。(活5-210)				△	△	○
21-2	2)信令連絡設備 (a)活動の拠点として機能する防災本部等には、設計基準事故が発生した場合に加工施設内の人々へ操作、作業又は迅速の指示等の連絡を音声により行うための内通信連絡設備を設置する。 (b)所内通信連絡設備は、異なる方法により連絡できる設備・機器を備え、多様性を確保した設計とする。(P24)	P24, 125	活5-210	施設設計	△	-	△
	(2)通信連絡設備 設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P25) 設計基準事故発生時ににおいて、加工施設内の人に対して連絡を行うう所内通信連絡設備を備える。 所内通信連絡設備は、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に活動の拠点となる、多様性を備えた設備を設置する。 所内通信連絡設備内の人に対して避難の指示ができる上、 通信連絡設備の一覧を下表に示す。						○
21-3	(c)防災本部等には、設計基準事故が発生した場合には、加工施設外の必要箇所へ音声等により事故の発生に係る連絡を行い、必要なデータを書面等により伝達するための所外通信連絡設備、外部電源、通信回線の表 (活5-210) (d)所外通信連絡設備は、地上専用回線等による制限を受けることなく運用するため専用回線を設けるとともに、有線及び無線等の異なる回線を用いることで、通信方式に多様性を確保した設計とする。(P24)	P24, 125	活5-210	施設設計	△	-	-
	(2)通信連絡設備 設置場所、主要な機器の種類、個数の表 (P25) 設計基準事故発生時ににおいて、加工施設外の必要な場所へ通信連絡を行いう所外通信連絡設備を備える。 通信連絡設備については、設計基準事故が発生した場合に活動の拠点となる防災本部に設置する。 所外通信連絡設備を行いう所外通信連絡設備の通信回線は、地上専用回線等の回線等による制限を受けることなく使用できる電話回線、衛星電話、携帯電話等の通信機器を設けることにより、通信方式の多様性を備えた設計とする。						○
21-4	(e)通信連絡設備は非常用電源設備に接続又は本体にバッテリを内蔵し、外部電源喪失時にも使用可能な設計とする。(P24) 外部電源により動作する通信連絡設備については、非常用所内電源系（無停電電源装置を含む。）に接続またはバッテリを内蔵し、外部電源を期待できない場合でも動作可能な設計とする。 通信連絡設備、外部電源喪失時の供給電源、通信回線の表 (活5-210)	P24	活5-210	施設設計	△	-	○

【見例】○：対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：一回目以降の申請を適合性を確認する」としたものの又はするもの、□：一回目又は二回目以降去とししたもの、◇：時移段又は一事態除去としたもの

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	第1次		第2次		第3次		第4次		第5次以降		備考
					第1回	第2回	第3回	(今回申請)	第4回	第5回	第1回	第2回	第3回	第4回	
22-6	(3) 対象の適合性の基準 ① 体調 なれば初期活動等：添7ロ(イ)(ア)の図4(添7-25)に示す自衛隊行動指標で行われる。対象施設へ向かう際の初動活動等による初期活動が実施し、要員が備つまでの後も歩く事無く、重大事故等対策組織の要員集会後の段階となるが、成段階としては、有効的な活動等による初期活動が実施し、要員が備つまでの後も歩く事無く、重大事故等対策組織の要員集会後の段階となるが、成段階の流れ：添7ロ(イ)(ア)の図6(添7-27) 対象の対応：(イ) 対応するために必要な体調等の整備に示す方針を手順別にまとめ、定期的に訓練を実施する。 ③ アクセスルート 事故時の活動拠点を第2加工棟内に設置し、必要な資機材を保管する。必要な資機材を飲食にも保管する。(添7ロ(イ)(ア)の図7(添7-24)) 第2加工棟の送風扇を動作させる。必要な資機材を飲食にも保管する。(添7ロ(イ)(ア)の図7(添7-28)) 第2加工棟の送風扇を動作させる。アセスルート及び第2安全監視装置へのアクセスを設定可能である。 ・階段、廊下、安全ドアを直角に通じて、以下より最も近い所から各方向へのアセスを設定可能である。 ・金庫に消火器等が設置され、消火しながら直通できる。複数ロードの通路は、建物外への影響を考慮して優先順位を設ける。 ④ 環境 空气中にラジオノイズが飛散する環境では、呼吸用オーバーヘッド防護衣及び防災衣を着用する。 ⑤ 時間経過 事故時の施設に従事する場合は、呼吸用オーバーヘッド防護衣及び防災衣を着用する。 休日の施設に従事する場合は、要員が勤務する半日マスクを着用する。 ・重大事故の発生時は勤務できる。 なれば要員が離つてからのお問い合わせ経験：別添7ロ(イ)(ア)8(添7-72) (添7-19, 20)			添7- 19, 20, 24, 25 9, 65~71, 72 26, 27, 28, 2 P161	保安規定による管 理										
22-7	(イ)事故に対応する上に必要な体調等の整備 以下の示す方針に従り、当該事故に於けるかつて活動に對処するためには必要な資機材、手順書をもたらしめて整備し、訓練を行うとともに、人員を確保する等の必要な体調等の整備を行なう。 事故対応の方針、集成作業活動の観点として機能する場所を準備し、非常用通信機器、放射能測定設備、防護用器具等、夜間及び悪天候等を考慮して保有する。 整備する資機材一覧：添7ロ(イ)(ア)1(添7-34, 35) 事故時の活動拠点及び保管場所：添7ロ(イ)(ア)2(添7-36)														

※表2 加工事業変更許可申請書の記載における「施設への対応状況」一：対象施設への対応状況

【見例】(c) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：次回以降の用意で適合性を確認する」としたもの、◇：時移段又は一時解消したもの、×：対象施設への対応状況

許可No.	記載内容	本文	添付書類	記載区分	記載区分				備考
					第1次	第2次	第3次	第4次	
(1) 手動の警報 手筋では、手を運転操作、計測機器による監視機能等を想定し、再現された時に必要な操作の種類、入手方法及び判断基準等を定め、警報項目、警報項目、警報装置等に必要な装置の操作、警報装置、手筋装置の相互関係を明確に示す。 ・事務用警報及び設備用警報等に必要な装置の種類としとは、火災の警報、設備の稼働、設備の警報等の環境の変化に応じて、消防用警報装置、放水栓管理装置、放水栓管理装置等の環境変化に応じて、消火活動制御装置等の対応操作とその回数を手筋に示す。 ・火災の複数回発生時においては、重大事件に対するそれがある事象の判別並びに該当の消火を優先することを手筋で規定する。 ・他の警報装置の動作、動作条件においては、給排水装置等が運転停止した場合や、安全装置が動作した場合等を手筋に規定する。 ・手筋を実施するための施設組織及び責任者を手筋にて、手筋の作成者を含む、手筋を実施する場合は、指揮官を明確に規定する。他部、直轄、水山（隠匿）に対応する部品、部品番号の表3（添付7-31） (P161, 162及び添付7-31)	P161, 162 31, 22, 36 添7-	保安規定による管 理	-	-	-	-	-	-	
(2) 訓練の実施 訓練では、取り扱うヴァランの性質や時間間隔、天候等を考慮した敷設の環境条件を想定し、事故が発生に必要な資機材を手配した訓練を実施する。 ・訓練の実施に当たっては、対象訓練を行なう施設組織及び支援組織の要員と訓練計画を策定し、定期的（年1回以上）に訓練を実施するものとする。 ・教育訓練においては、ワランの特性、使い方、実戦時の活動及び訓練条件を含む、重大事故発生等における施設の向ふを切る。 ・負傷の役割に応じた単一教育を実施するよりも、各部門の活動がはじまる前、放水栓管理装置等による監視、会津気等の運営管理、4.1.6.7に最も近い訓練基盤とその給水室を例として示す。(P162)に示すか相違なく、訓練の準備に基づき訓練地を改修していく。 ・各部門別訓練で保有する点検活動を実施し、資機材の使用、器具交換等の訓練を組み込むとともに、資機材リマニユアル及び手順書を改修して、実施対象者と同一の資料で訓練を組み込む。 ・各部門別訓練で保有する資機材について、熟練度の高い者（添7-34, 35）の資機材一覧には、各資機材に対する保有資機材度数、内容を付記する。また、防災隊等の点検を考慮する。 (P162及び添7-32)	P162 32, 34, 35, 37 添7-	保安規定による管 理	-	-	-	-	-		
(3) 体動の整備 本部は実施訓練、実施組織を運営する人材を用意し、指揮命令系統、役割分担及び責任者を明確にした。 確実にした重車、事務用警報装置を備え方についても、社外の支援を受けられるような体制を整備する（添7-0(n)の図4（添7-25）。事故社会用警報装置の構成と、別添7-0(n)の図4（添7-25）に記載する。 ・実施組織と、指揮、工事監理、警報装置、放水栓管理装置、防災隊を設ける。 ・検査班、工事班、技術班、教導班、放水栓管理班等には、技術支援の要員も含めることとし、運営支援組織としては警備・警備班、資材班、広報班、作業班、情報・連絡班を設ける。 ・自衛消防組織として、防護服を着用する人材を用意し、各班の活動を実施する。また、隣接地区隊や初期消火活動隊を設け初期消火活動を実施する添7-0(n)の図5（添7-25）。 ・各所の人員は、添7-0(n)の図5（添7-25）に示すように、重大事故に至るおそれがある作業や大阪府指揮等による火災と震えの重量に耐え得るよう組織する。 ・重大事故に至るおそれがある状況に至りては、要員を召集し、実施組織及び支援組織の活動を開始する。また、要員が備えまでの間、初期消火等を実施する人材を含む。 (添7-37)に非緊急集結組織名簿を記載する。 ・指揮各室が受けた場合は、場合に備え、部位を定めて代理人を明確化する。 ・事務用警報装置の操作点上にて機能する扇形にまわし、実施組織と支店組織で情報交換ができるよう通信連絡設備を準備するとともに、社外へ連絡及び演習する。 ・加工事業者の施設等により、原子力災害が発生した場合に、要員及び資機材の借用その他の必要な支援を受けられる体制を構築する。 (P162, 163及び添7-30, 31)	P162, 163 32, 33, 35, 37 添7-, , 38, 73~75	保安規定による管 理	-	-	-	-	-		
22-8									
22-9									
22-10									

【見例】(c) 対象施設への適合性確認を行ったもの又は行ったもの、△：次回以降の用件で適合性を確認する」としたものの又はするもの、○：時移段又は一時離去としたものの記載状況

許可No.	記載内容	記載区分					備考
		本文	添付書類	第1次	第2次	第3次	
22-11	<p>(c) 大規模な自然災害又は故意による人為的災害の発生その他のリスクへの対応</p> <p>大規模な自然災害又は故意による人為的災害の発生その他のリスクによる施設の大規模な出火（以下「大規模出火」という。）が発生した場合における体制の整備や事務処理の実施等での方針に従つて、大規模出火が発生した際の必要な情報の種類、人手配置、判断基準等、さらには監視項目、確認項目、機器等の操作、対応事項、優先順位、手順等について活動を行つたための必要な手順等の項目について手順書等を準備する。また、当該手順書に基づいて活動を行つたための必要な手順等を明確に示す。以降の項目についても、重大な事故等が発生した場合に於ける活動を行つたための必要な手順等を明確に示す。他方で事業者との協定等により、要旨等の必要な情報を発生した場合における体制の整備とし、必要な資料等を準備する。また、必要な資料等を準備する。また、必要な資料等を準備する。</p> <p>(d) 大規模な重大事故等に対する体制の整備</p> <p>自然災害による大規模出火等は、地震の外力により第2加工棟に大規模出火が発生したことを想定し、重大事故に至る事例が発生した場合と同一の体制にて対応を実施する。また、敷管、鋼構造については、大規模出火が発生した場合に至る事例が発生した場合と同一の体制にて対応を実施する。また、大規模出火における施設の活動度合いを考慮して、大規模出火を想定した総合訓練及び個別訓練を年1回以上の頻度で、また、大規模出火における施設の活動度合いを考慮して、大規模な水災が発生した場合における消防活動に備すること。</p> <p>一大規模出火発生時ににおいて大規模な水災が発生した場合において大規模な水災に対する対応は、重大事故に至る事例へ同様の手順を用いて大規模な水災に対する対応として消火活動を実施する。</p> <p>屋外消防栓設備、動力消防ポンプ設備等を用いて大規模な水災に対する対応は、重大事故に至る事例へ同様の手順を用いて大規模な水災に対する対応として消火活動を実施する。</p> <p>重大事故等の発生を防止するための対策</p> <p>重大事故等がある事故の対策に加えて、大規模出火時にウランが飛散した場合に対して、集塵装置を用いたウランの回収、固着剤を用いたウランの回収等の手順を設ける。また、対策に必要な資機材の保管場所は、添7ロ(c)の表2(添7-36)に示すように、第2加工作業から離して設置する。</p> <p>二対策の実施に必要な情報の把握</p> <p>重大事故に至るおそれがある事故が発生した場合に対して設定した情報について、添7ロ(d)の表1(添7-22)に示す監視設備や、放射能業務執務者の濃度点検により事象を把握する。</p> <p>施工施設内、敷地内の情報の把握については、照明、可搬式の放射線測定装置及び携カメラも活用する。</p> <p>(P163_164及び添7-39)</p>						

添1表2 加工事業変更許可申請書の記載事項への対応状況

許可No.	記載内容	記載区分				備考
		本文	添付書類	第1次 (今回申請)	第2次 第3次 (第4次 第5次以降)	
その他事業者可基規則以外開港						
23-1	(1) 第1加工機(化成処理施設、成形施設、被覆施設及び組立施設を第2加工機に集約する。 ・化学処理施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 化学処理施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P67) ・被覆施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 成形施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P87) ・組立施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 組立施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P92)	P67, P73～76, P92	施設設計	-	-	○
23-2	(2) 第2加工機の化学処理施設を免式回取施設のみとし、免式回取施設を撤去する。 ・化学処理施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 化学処理施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P67) ・上記(1)及び(2)に付い、各施設の撤去及び新設を行い、合併せば今後不要となるその他の設備についても撤去を行う。	P67	施設設計	-	-	○
23-3	(3) 上記(1)及び(2)に付い、各施設の撤去及び新設を行い、合併せば今後不要となるその他の設備についても撤去を行う。 ・化学処理施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 化学処理施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P67) ・被覆施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 被覆施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P87) ・組立施設 (変更後) ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 組立施設 (2) 主要な設備及び機器の種類及び個数(P92)	P67, P73～76, P92	施設設計	○	-	○
23-4	(4) 上記(3)に付い、最大処理能力を変更する。 ○最大処理能力 (変更後) ・化学処理施設 ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 化学処理施設 (2) 处理する燃然物質の種類及び最大処理能力(P88) ・被覆施設 ・組立施設 ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 成形施設 (2) 处理する燃然物質の種類及び最大処理能力(P77) ・加工設備本体の構造及び設備 (3) 被覆施設 (3) 处理する燃然物質の種類及び最大処理能力(P88) ・組立施設 ・加工設備本体の構造及び設備 (1) 組立施設 (3) 处理する燃然物質の種類及び最大処理能力(P93) ○最大処理能力 (変更後) 二段燃料装置の構造及び設備 (1) 施設する二段燃料装置の種類及び最大処理能力(P105, 106)	P68, P77, P88, P93, P105, P106	保安規定による管 理	-	-	-
23-5	(5) 上記(3)に付い、第1加工機の気体供給施設及び供給能力を変更する。 ○(1) 気体供給施設 (1) 气体供給装置 (2) 気体供給装置の効率能率 (P117, 118) ・上記(3)に付い、(1) 原料物質に付するため、第1加工機に原油保管場を新設し、保管能力を変更する。 ○(2) 原油供給装置 (1) 原油 (2) 原油供給装置の効率能率 (P119, 120)	P117, 118	施設設計	-	-	○
23-6	(6) 上記(3)に付い、(1) 原料物質に付するため、第1加工機に原油保管場を新設し、保管能力を変更する。 ○(1) 原油供給装置 (1) 原油 (2) 原油供給装置の効率能率 (P119, 120)	P119, 120	施設設計	-	-	○
23-7	(7) 上記(3)に付い、(1) 原料物質に付するため、施設構造改修 (一部撤去及び新設)し、保管能力を変更する。 ○(1) 原油供給装置 (1) 原油 (2) 原油供給装置の効率能率 (P121～123)	P121～123	施設設計	○	-	-
23-8	(8) 上記(4)に付い、第1加工機のガラン貯蔵量をP102以上とする。 ○(1) その他の主要な加工装置 ○(2) 段燃料装置の貯蔵量 ○(3) 段燃料装置の貯蔵量 (1) 構造、(2) 保管装置、(3) 保管装置の最大保管容量 (P121～123)	P127	保安規定による管 理	-	-	-
23-9	(9) 監視設備の一つであるモニタリングボットは、非常用電源設備に接続すること。 ○(1) 電源設備 (1) 有線及び無線の伝送機器を有する設計とする。 (P23) ○(2) 通信網における監視装置は、多様性を有する設計とし、多様性については、必要に応じて可搬式測定器やサンプリング等による代替装置を選択する。 ○(3) モニタリングボットの伝送系は、有線及び無線によりデータを送受信する設計とする。 (P23)	P23	添1-16, 20(A) (一部保安規定によ る管理)	-	-	○
23-10	○(4) モニタリングボットの伝送系は、多様性を有する設計とし、有線及び無線によりデータを送受信する設計とする。 (P23) ○(5) その他の主要な事項 ○(6) 防災本部 ○(7) 防災本部に於ける監視施設が発生した場合において、所内の人へ操作、作業又は退避に必要な指示を行うとともに、 所外の通信連絡が必要のある場所と通じて機能する。また、重大事故に至るおそれがある事故や、第2加工機から離れた場所に設置する。 (P127)	P127	施設設計 (一部保安規定によ る管理)	-	-	○

